

令和元年10月31日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(行ウ)第3号 政務活動費返還請求事件

口頭弁論終結日 令和元年6月18日

判 決

5

当事者の表示

別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 原告の請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用(補助参加によって生じた費用を含む。)は原告の負担とする。

10

事実及び理由

第1 請求

被告は、別紙1ないし13の各表題記載の者に対し、それぞれ、対応する同各別紙の「充当額」の列の末尾の欄記載の金額の金員及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を請求せよ。

15

第2 事業の概要

1 本件は、金沢市の住民である原告が、同市議会の議員である別紙1ないし13の各表題に記載の者ら(併せて以下「本件各議員」という。)が平成28年度に金沢市から交付を受けた政務活動費について、同人らがこれを別紙1ないし13の「充当額」欄記載の各支出(以下「本件各支出」という。)に充てたことは違法であり、本件各議員は、同市に対し、政務活動費が違法に充てられた上記各支出に相当する金員を不当利得として返還すべきところ、被告がその返還請求を怠っているとして、被告に対し、地方自治法242条の2第1項4号本文に基づき、本件各議員らに対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成29年5月1日(平成28年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日)から支払済みまで民法704条に基づく年5分の割合による利息又は遅延損害金の支払を請求すべきことを求める事業である。

25

2 法令等の定め

(1) 地方自治法（以下「法」という。）

ア 100条14項

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。

イ 同条15項

前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

ウ 同条16項

議長は、第14項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

(2) 金沢市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年金沢市条例第2号。

ただし、平成28年金沢市条例第38号による改正後のもの。以下「本件条例」という。乙1)

ア 2条（交付の対象）

政務活動費は、金沢市議会の議員の職にある者（以下「議員」という。）に対して交付する。

イ 3条（交付額及び交付の方法）

1項 政務活動費は、各月の初日（以下「基準日」という。）に在職する議員に対し、月額16万円を四半期ごとに交付する。

（2項ないし4項は省略）

ウ 8条（政務活動費を充てることができる経費の範囲）

1項 政務活動費は、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。

5 2項 政務活動費は、別表に定める政務活動に要する経費に充てることがで
きるものとする。

エ 10条（収支報告書等の提出）

1項 政務活動費の交付を受けた議員は、規則で定める政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、政務活動費に係る会計帳簿の写し及び領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならない。

10 2項 収支報告書及び前項の添付書類（以下「収支報告書等」という。）は、
前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しな
ければならない。

15 （3項は省略）

オ 13条（政務活動費の返還）

市長は、政務活動費の交付を受けた議員が当該年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該議員が当該年度において第8条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費の返還を命ずることができる。

カ 別表（第8条関連）

項目	内容
1 調査研究費	議員が行う市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
2 研修費	(省略)

3 広報費	(省略)
4 広聴費	(省略)
5 要請・陳情活動費	(省略)
6 会議費	(省略)
7 資料作成費	(省略)
8 資料購入費	(省略)
9 人件費	(省略)
10 事務所費	議員が行う活動のために必要な事務所の設置及び 管理に要する経費
11 会派共用費	(省略)
12 共通経費	上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要 な経費

キ 別表備考 2

政務活動費を充てることができない経費は、次のとおりとする。

- (1) 政党の活動に係る経費
- (2) 慶弔費その他の交際費的経費
- (3) 選挙活動に係る経費
- (4) 後援会活動に係る経費
- (5)～(8) (省略)
- (9) 使途不明の支出に係る経費

(3) 金沢市議会政務活動費運用の手引き(平成28年4月改訂後のもの、以下「本件手引き」という。乙1)

本件手引きは、金沢市議会が、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして作成したものであり、以下のようない定めがある。

ア 「2 実費弁償の原則」(第2章 政務活動費の基本的な運用指針)

政務活動費は、実費弁償が原則であるが、政務活動費からの支出について、

実額の把握が困難である場合に按分による算定方法を用いる場合は、この限りではない。

イ 「第4章 政務活動費を充てることができる経費の範囲」

(ア) 政務活動費を充てができる共通経費の具体例として、①携帯電話及びタブレット端末の利用料金、②自動車の燃料費、③自動車のリース料、④コピー機のリース料並びに⑤事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料を掲げ、共通経費についてはこれらの5つの経費以外の計上はできないものとした上で、これらの経費に対する政務活動費の充当方法について次のように定めている。

携帯電話及びタブレット端末の利用料金については、それぞれ1台分に限り、充当割合を $1/2$ とし、携帯電話及びタブレット端末を合わせて限度額を月1万5000円とする。

自動車の燃料費については、1台分に限り、充当割合を $1/2$ 、限度額を月2万円とする。

自動車のリース料については、1台分に限り、充当割合を $1/2$ 、限度額を月3万円とする（維持管理費を含む。）。

コピー機のリース料については、1台分に限り、コピー機を設置する事務所の形態に応じ、事務所費の按分率に準じて充当割合を $1/2$ 又は $1/3$ とし、限度額を1万円／月とする。

事務所が自宅と兼用になっておらず、自宅の固定電話を利用せざるを得ない場合の自宅の固定電話の利用料金については、1台分に限り、充当割合を $1/2$ 、限度額を月1万円とする。

(イ) 政務活動費を充てができる事務所費に関し、事務所の形態（事務所が兼ねる機能）に応じて、按分率の上限を次のとおり定めている（ただし、次の③及び④については上下水道代及び賃借料への政務活動費の充当は認められない。）。

①政務活動専用事務所	1 / 2
②政務活動事務所＋政治団体事務所	1 / 2
③政務活動事務所＋住居等	1 / 3
④政務活動事務所＋政治団体事務所＋住居等	1 / 3

5 3 前提事実（当事者間に争いがない事実及び後掲証拠（書証番号は、特記なき限り枝番号を含む。以下同じ。）又は弁論の全趣旨等によって容易に認定することができる事実）

(1) 当事者等（弁論の全趣旨）

ア 原告は、金沢市の住民である。

イ 被告は、金沢市の執行機関である。

ウ 本件各議員は、いずれも平成28年度中に金沢市議会の議員の職にあった者である（以下、それぞれの氏をもって「高岩議員」などということがある。）。

(2) 本件各議員に対する政務活動費の交付及び本件各議員による支出（争いのない事実、甲3ないし28、弁論の全趣旨）

ア 被告は、平成28年度中に、同年度分の政務活動費として、本件各議員に対し各192万円（月額16万円）を交付した。

イ 本件各議員は、平成28年度中に、別紙1ないし13の「活動（使途）内容」欄記載の事項に係る経費として、対応する同各別紙の各「支出額」欄記載の金額を支出した（ただし、後記(5)アないしオの誤計上に係る部分を除く。）。

そして、本件各議員は、平成29年4月30日までに、平成28年度政務活動費收支報告書（以下単に「收支報告書」ということがある。）及び平成28年度政務活動費出納簿（收支報告書と併せて以下「收支報告書等」という。）を金沢市議会議長に提出したが、上記收支報告書等においては、上記各別紙の「充当額」欄記載の各金額については政務活動費を充当することができる経費（共通経費）として計上された上、これらを含む政務活動に係る経費の全部又は一部に交付を受けた政務活動費を充当するとともに、その余

20

25

の部分については自己資金等で賄ったことなどが記載されていた（なお、後記(5)の訂正前の収支報告書及び収支報告書等を「当初収支報告書」ないし「当初収支報告書等」ということがある。）。

(3) 住民監査請求（甲42）

原告は、平成30年1月16日、法242条1項に基づき、金沢市監査委員に対し「職員措置請求書」を提出して住民監査請求を行った。原告は、上記住民監査請求において、金沢市監査委員に対し、本件各議員に対する平成28年度中の政務活動費の交付につき、同議員らによる共通経費への同政務活動費の支出は違法であるなどとして、当初収支報告書等において政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の支出額及びこれに対する平成29年5月1日から支払済みまで年5分の割合による遅延損害金を金沢市に支払わせるように被告に勧告することなどを求めたが、同監査委員は、原告に対し、同年3月15日、同人の請求を棄却する旨の監査結果を通知した。

(4) 本件訴えの提起（記録上顕著な事実）

原告は、平成30年4月13日、本件訴えを提起した。

(5) 収支報告書等の訂正及び政務活動費の一部返還等

ア 高岩議員は、平成30年2月20日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等（甲3、16）記載の支出の一部（共通経費のうち別紙1の28番、56番、58番の支出）について、本来事務所費に計上すべきものを共通経費に計上する誤りがあったとして、収支報告書等におけるこれらの支出に係る項目を共通経費から事務所費に変更し（ただし、別紙1の28番の支出については、支出項目の変更に加え、その按分割合を1/2から1/3に訂正し、政務活動費を充てることができる金額についても2655円から1752円に903円減額している。併せて、上記政務活動費を充てができる金額の減額に伴い、収支報告書等の収入の項目のうち「その他（預金利子等）」の項目の金額を、当初収支報告書等記載の9689円（会派共用費返

5

納費 8483 円及び自己資金 1206 円の合計) から 8786 円(会派共用費返納費 8483 円及び自己資金 303 円の合計) に 903 円減額する旨の訂正報告を行った(乙3。なお、平成28年度政務活動費収支報告書の提出期限である平成29年4月30日以降の収支報告書等の訂正が許されるか否かは争いがある。)。

10

イ 前議員は、平成30年2月19日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等(甲4, 17)記載の支出の一部(共通経費のうち別紙2の72番の支出)について、本来事務所費に計上すべきものを共通経費に計上する誤りがあったとして、収支報告書等におけるこの支出に係る項目を共通経費から事務所費に変更する旨の訂正報告を行った(政務活動費を充てることができるとして計上された支出額合計に変更はない。乙4)。

15

ウ 清水議員は、平成30年2月16日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等(甲6, 19)記載の支出の一部(共通経費のうち別紙4の27番の支出)及び領収書(甲32の19)の補記部分について、支払額(支出額)に誤りがあったとして、同支払額を2万3631円から1万9851円に訂正するとともに、同支払について共通経費として政務活動費を充てができる金額(支払額を1/2の割合で按分した金額)を1万1815円から9925円に1890円減額する旨の訂正報告を行い、これに伴い、同議員は、同月20日、交付を受けていた平成28年度政務活動費のうち上記金額に相当する1890円を金沢市に返納した(乙5)。

20

エ 坂本議員は、平成30年2月13日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等(甲12, 25)記載の支出の一部(共通経費のうち別紙10の3番の支出6万円)に誤りがあったとしてこの支出額を3万円に減額する旨の訂正報告を行い、これに伴い、同議員は、同月15日、交付を受けていた平成28年度政務活動費のうち上記金額に相当する3万円を金沢市に返納した(乙6の1の1, 2)。

25

また、同議員は、平成30年5月11日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等（甲12、25）記載の支出の一部（共通経費のうち別紙10の1番、2番、4番、5番、8番ないし10番、13番、14番、18番、19番、22番、23番、25番、28番、32番、35番ないし37番、41番、43番ないし45番の各支出）について、領収書記載の金額と実際の支払額が異なっていたとして、これらの支出について共通経費として政務活動費を充てることができる金額を当初収支報告書等記載の合計4万2577円から3万9900円に2677円減額する旨の訂正報告を行い、これに伴い、同議員は、同月15日、交付を受けていた平成28年度政務活動費のうち上記金額に相当する2677円を金沢市に返納した（乙6の2の1ないし3）。

オ 松井議員は、平成30年2月13日、金沢市議会議長に対し、当初収支報告書等（甲15、28）記載の支出の一部（共通経費のうち別表13の15番の支出）について、本来事務所費に計上すべきものを共通経費に計上する誤りがあったとして、収支報告書等におけるこの支出に係る項目を共通経費から事務所費に変更する旨の訂正報告を行った（政務活動費を充てができるものとして計上された支出額合計に変更はない。乙7）。

4 争点及び当事者の主張

本件の争点は、①本件各支出が政務活動費を充てることができないものか（本件条例8条に規定する使途基準（以下「本件使途基準」という。）適合性等）、②本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額及び③本件各議員が不当利得返還義務を負う場合に法定利息（民法704条）又は遅延損害金が発生するか、という3点であり、これらについての当事者の主張は次のとおりである。

- (1) 争点①（本件各支出が政務活動費を充てことができないものか）について
【原告の主張】

ア 法100条14項は、政務活動費を充当できる範囲を条例で定めると規定

するが、本件条例別表第12欄の定める「共通経費」とは、同別表第1欄ないし第11欄で定められた「調査研究費」等以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費を指すとされるところ、このような抽象的な規定ぶりでは、共通経費として政務活動費を充当できる範囲が特定されたとはいひ難いため、「共通経費」が条例で定められているとはいはず、本件条例別表第12欄の規定は法100条14項に反し無効である。この点、被告は、政務活動費の具体的な支出の基本指針は本件手引きにおいて定められていると主張するが本件手引きは条例ではないから、本件手引きが共通経費として掲げる経費は政務活動に要する経費ではない。被告が指摘する裁判例も、平成24年の法の改正により政務調査費制度が政務活動費制度に改められる前のものであり、被告は政務活動費の経費の範囲が必要的条例記載事項とされた政務活動費制度と従前の政務調査費制度を混同している。なお、金沢市議会においては、平成24年の上記法改正に際し、これに対応する本件条例の改正を行うために政務活動費検討会を開催し、同検討会において過去の裁判例等を踏まえて政務活動費の条例案（座長案）について検討しているところ、同検討会での議論も、上記各裁判例が政務調査費制度時代のものであることや、政務活動費の経費の範囲を必要な条例事項とする上記法の改正に対応する改正条例案を作成するために協議していることを完全に失念したものである。

したがつて、本件条例に列挙されていない携帯電話の利用料金や自動車の燃料費及びリース料等は、政務活動費の共通経費であるとはいはず、これらの経費が政務活動費の経費として認められるためには、本件条例8条1項が定める政務活動に要する経費でなければならない。そして、本件条例10条1項は、政務活動費の交付を受けた議員は、領収書その他の当該支出に係る事実を証する書類の写しを添付して、議長に提出しなければならないと規定しているところ、本件条例8条1項の規定ぶりや、金沢市においては政務活

動費の交付を前金払支出としていることからすると、ここにいう「当該支出に係る事実を証する書類」とは、本件条例が規定する「政務活動に関連する支出」であることを証する書類でなければならないというべきであり、共通経費の経費支出においても、これが政務活動に要する費用であることを裏付ける書類の写しを必ず議長に提出することが必要というべきである。

5

しかるに、本件各議員は、本件各支出のいずれについても、これらの支出と具体的な政務活動の内容との関連性や使用割合を裏付ける書類を議長に提出していないから、これら共通経費に関する本件各支出は全て違法である。本件各議員は、政務活動に関連して本件各支出を行った旨主張するが、これら同人らが行ってきたと主張する政務活動や、その政務活動と支出との関連や使用割合を裏付ける客観的証拠はなく、同人らが提出する陳述書も、これらを客観的に裏付けるものとはいえない。

10

イ また、本件手引きが共通経費の一つとする自動車リース料については、自動車リース料はリース契約終了時点での車両の残存価格を差し引いた車両価格をベースに決定されるものであり、自動車の購入費用を分割払するのとほぼ同視できる。また、自動車リース料の実態は、各車両価格に加え、諸契約内容を加味したリース料金総額及び支払回数により議員と会社が契約している当該議員が当該会社へ支払う支払月額のことであり、上記契約の実態に照らし、自動車リース料は、政務活動に要する経費であるとはいえない。

15

ウ なお、本件各議員の一部（高岩議員、前議員、清水議員、坂本議員及び松井議員）は、平成29年4月30日の収支報告書等の提出期限後に当初収支報告書等を訂正し、このうち清水議員及び坂本議員は、これに伴い平成28年度に交付を受けた政務活動費の一部を返納しているが、収支報告書等の提出期限後に収支報告書等を訂正することは許されないから、当初収支報告書等の記載に基づき、不当利得の有無を判断すべきである。すなわち、金沢市においては、政務活動費は前金払（法232条の5第2項）により支出され

20

25

るため、原則として、支出時点で当該年度の政務活動費は確定しており、この前金払された政務活動費に未執行額があるときは、当該議員は本件条例13条に基づき収支報告書の提出とともに未執行額の返還を行うこととなるが、その場合、金沢市議会が当該返還を確認した上で前金払の精算を行い、当該議員の当該年度の政務活動費が確定することになる。本件条例10条が収支報告書等を政務活動費の交付年度の翌年4月30日までに議長へ提出しなければならないとしている理由は、このように当該会計年度の政務活動費額を確定し、未執行額を控除することが必要であるためであり、上記提出期限までの収支報告書等の提出によって政務活動費額が確定する以上、その後に収支報告書等を変更することは違法である。政務活動費の交付年度の翌年度以降に「誤計上があった場合」としてこれを返納する場合には、「過渡しとなった金額（地方自治法施行令159条）として戻入措置（同条、同施行令160条）をすることになるから、上記各議員が当初収支報告書等を訂正したことは、むしろ、同各議員が「当該議員が当初収支報告書等記載の計上額に違法支出があったことを認めたことを意味する。

【被告及び補助参加人らの主張】

ア 本件条例に関する原告の主張は争う。

金沢市は、地方自治法100条14項、15項に基づき、政務活動費の交付等に関し必要な事項を定めることを目的として本件条例を制定しているところ、本件条例8条1項は、「政務活動費を充てることができる経費」を相当程度に具体化して規定しており、同条2項及び別表により、その経費を類型化して特定している。平成24年の法100条14項の改正に伴い、政務調査費から政務活動費に対象範囲が拡大したところ、金沢市議会は、同改正の趣旨や有識者の意見を踏まえ、広報活動、要望・陳情活動などの各種政務活動に共通して必要な経費につき政務活動費の対象とすることとし、他方、上記経費を政務活動の類型ごとに個別に計上するのは困難であり、経費ごと

に合理的な限度額、按分率等を定めて1つの項目として計上するのが合理的かつ適切であることから、これを「共通経費」と定めることにして本件条例を改正したものであり、同改正後の本件条例は、政務活動費の趣旨に反しない合理的なものである。なお、本件条例10条1項によって議長への提出が義務付けられている書類は、その文理に照らし、当該支出を裏付けるものであれば足り、政務活動との関連性を裏付けるものであることまで必要となるものではない。

そして、金沢市議会では、平成28年4月に本件使途基準の具体的な運用について本件手引きを定めているところ、本件手引きは、平成20年に策定された「金沢市議会政務調査費運用の手引き」を基礎に、平成24年の法の改正や有識者の意見も反映させ、数度の改訂を経て策定されたものであり、本件手引きの内容の見直しに当たっては、検討会等において議論を重ね、さらに会派代表者会議において了承を得た上で、議会事務局職員から各議員に対し周知が図られている。そして、本件手引きにおいて共通経費として定められている経費も、これまでの裁判例などで認められている携帯電話の使用料や自動車の燃料費及びリース料等が限定列挙されているものであり、これら支出項目はいずれも情報伝達手段や地域の移動手段等として政務活動に資するものであって、政務活動費を支出することは合理的である。なお、こうした本件手引きに基づく運用の合理性は、これまでの裁判例においても肯定されているところである。

イ 本件各議員は、いずれも、平成28年度中に政務活動に取り組んでいたところ、本件各支出（ただし、後記ウによる訂正の対象とされたものを除く。）に係る固定電話、携帯電話、コピー機（複合機）又は自動車の政務活動のための使用割合は、本件手引きの定める充当割合（コピー機につき事務所形態に応じて1/2又は1/3、その余につき1/2）を超えており、また、本件支出の額（収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計

上した金額)は、本件手引きが定める要件や上限を満たしている。したがつて、上記各支出については、本件条例及び本件手引きに従って政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上されたものであって、同支出への政務活動費の充当は適法である。

5 ウ なお、本件各議員のうち、高岩議員、前議員、清水議員、坂本議員及び松井議員は、当初収支報告書等の提出後にその訂正報告をしており、これに伴い、平成28年度政務活動費のうち、清水議員は、平成30年2月20日に1890円を、坂本議員は、平成30年2月15日に3万円、同年5月15日に2677円をそれぞれ金沢市に返還している。

10 (2) 本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得の額 (争点②)

【原告の主張】

15 争点①における主張のとおり、本件各議員らによる別紙1ないし13の「充当額」欄記載の支出(本件各支出)は、いずれも政務活動費を充てることができないものであり、これらを本件各議員ごとに合計すると、対応する同各別紙の「充当額」の列の末尾の欄記載の金額となる。本件各支出は、その全額に政務活動費が充当されているから、本件各議員は、本件各支出に相当する金額、すなわち対応する上記各欄記載の金額について、金沢市に対する不当利得返還債務を負う。

20 【被告及び補助参加人らの主張】

争う。本件各支出について本件各議員が金沢市に返還すべき不当利得はない。

(3) 本件各議員が不当利得返還義務を負う場合に法定利息(民法704条)又は遅延損害金が発生するか (争点③)

【原告の主張】

25 ア 金沢市では、政務活動費は前金払されていること、そして、本件各議員の政務活動費の支出が違法であるということは、法100条の規定に違反する政務活動費の支出であるにもかかわらず、当該議員が適法に充当できると偽

つていたことになるから、本件各議員は、民法704条の悪意の受益者に当たり、収支報告書等の提出期限である平成29年4月30日の翌日以降、同条に基づく法定利息を支払う義務を負う。

イ また、本件条例10条2項の定める収支報告書等の提出期限は、前金払された政務活動費の精算期限でもあり、前金払された政務活動費の返還債務は確定期限付債務であるから、民法412条1項が適用される。したがって、違法支出額がある場合、本件各議員は、本件条例10条2項により定められた精算期日（平成29年4月30日）の翌日である同年5月1日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金を支払う義務がある。なお、本件各議員のうち、清水議員及び坂本議員は、交付を受けた政務活動費の一部を金沢市に返還しているが、同返還額には遅延損害金が含まれていない。

【被告の主張】

本件各議員が悪意の受益者であること及び政務活動費返還債務につき期限の定めがあることは否認し、主張は争う。

政務活動費の返還義務の法的性質は不当利得返還義務であるが、収支報告書等の提出は政務活動に要した経費を単に通知し、返還額を了知させるための端緒に過ぎないから、不当利得返還義務は期限の定めのない債務である。本件各議員はいずれも請求を受けておらず、不当利得返還義務の履行遅滞は生じていないため、本件各議員に平成28年度に交付された政務活動費に関する不当利得の返還義務があるとしても、遅延損害金は発生しない。

第3 当裁判所の判断

1 判断の枠組み

(1) 法は、100条14項前段において政務活動費の制度を設けるとともに、同項後段において政務活動費を充てることができる経費の範囲その他の事項については条例で定めなければならないものとした上、同条15項は政務活動費の交付を受けた議員等の当該政務活動費に係る収入及び支出の報告書の議長

への提出義務を、同条16項は議長が政務活動費についてその使途の透明性確保に努めるべきことをそれぞれ規定しているところ、その趣旨は、地方公共団体の議会の担う役割がますます重要になってきていることに鑑み、議会の審議・
5 能力を強化し、調査研究その他の議員としての活動の基盤の充実を図るため、
議会における議員としての諸活動に係る費用等の会派又は議員に対する助成
を制度化し、併せてその使途の透明性を確保するところにあると解される。こ
のような法の定めを受け、本件条例は、政務活動費を充てることができる政務
活動を、議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、要請、陳情、各
種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動
その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（以下これらの活動を単に「政
務活動」という。）と定義した上、政務活動費は本件使途基準に従って使用しな
ければならない旨定めるとともに（8条）、当該年度において交付された政務
活動費から本件使途基準に合致した支出の総額を控除して残余がある場合に
は、市長は残余に相当する額の返還を命ずることができるとしているものであ
り（13条）、こうした法及び本件条例の規定内容や、政務活動費が上記のよう
な趣旨目的で使途を限定して議員に交付される公金であることに鑑みると、議
員が交付を受けた政務活動費のうち、本件条例によって政務活動費を支出する
ことができるものとされている経費（本件使途基準に合致する支出）に充てな
かった残余がある場合には、当該残額は、これを保持する法律上の原因を欠く
こととなり、不当利得として返還されるべきものというべきであって、本件条
例13条も、この趣旨をいうものと解される。そうすると、政務活動費の交付
を受けた議員が、本件使途基準に合致しない経費に同政務活動費を支出した場
合には、なお前記残余があることとなり、あるいは本来金沢市に返還されるべ
き当該支出に係る政務活動費の返還を法律上の原因なく免れたこととなるか
ら、当該議員は、金沢市に対し、当該支出に係る不当利得の返還義務を負うことになると解すべきである（もっとも、前記法令等の定めのとおり、本件条例

は、具体的な使途を個別に特定した上で政務活動費を交付すべきものとはしておらず、事後的に収支報告書等を提出させてその使途を明らかにさせるものとしているものの、政務活動に係る経費の支出の総額が交付を受けた政務活動費の金額を上回る場合に、収支報告書等において支出の総額のどの部分について政務活動費を充てるのかを明らかにすることも求められていない。このことに、
5 上記本件条例13条の規定内容や政務活動費の趣旨も踏まえると、議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した経費に、本件使途基準に合致しないものが含まれる場合であっても、当該議員が、当該経費を含む政務活動に要する経費に自己資金その他の政務活動費を原資としない資金をも充てている場合には、上記本件使途基準に合致しない経費の額から、
10 まずは上記政務活動費を原資としない自己資金等を控除し、これによつても控除しきれない部分がある場合にのみ、その範囲に限り、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費が充てられたものとして不当利得返還義務を負うことになると解すべきである。)。

15 (2) 本件条例の定める共通経費について

ところで、本件において原告が違法である（政務活動費を充てることができない）と主張する本件各支出は、いずれも、当初収支報告書等において本件条例別表第12欄に定められた共通経費に当たるものとして計上されているものであるところ、原告は、共通経費についての本件条例の規定ぶりが抽象的であつてその内容が条例に定められているとはいえない等として、本件各支出を共通経費として政務活動費を充当することは違法である旨主張する。
20

そこで検討すると、政務活動費について定める法100条14項及び15項は、政務活動費の具体的な内容及び交付等の手続について、各地方公共団体がその実情に応じて制定する条例に委ねることとしているところ、地方公共団体の議会が極めて広範囲にわたる権限を有していること（法第6章参照）に伴い、
25 本件条例8条1項が「政務活動」として定義する議会の議員としての活動も広

範囲に及び、これに伴う経費についても、個々の政務活動との間の個別的対応関係が明らかなもののほか、個々の政務活動と個別的に対応するものではないが、これら政務活動に共通して必要とされる経費が生ずることも想定されるところである。本件条例は、このような経費の政務活動との一般的関連性を踏まえ、別表第12欄において、政務活動費を充てることのできる共通経費として、「上記以外の経費で議員が行う活動に共通して必要な経費」を掲げているものと解され、このような本件条例別表第12欄の規定内容は、政務活動費（後記改正前は政務調査費）を交付することができる経費の範囲を拡大するとともに、その具体的な対象や交付の方法等を条例の定めに委ねることとした平成24年法律第72号による法の改正の趣旨に照らしても、不合理であるということはできないし、その規定内容が不明確であるともいえないから、これが、法100条14項に抵触し、無効であるということはできない。したがって、議員が行う政務活動と合理的関連性を有するものであって、政務活動に共通して必要となる経費については、本件条例に基づき政務活動費を充てることができるものと解するのが相当である。

この点、原告は、上記法の改正に伴う本件条例の改正に先立ち金沢市議会が設置した政務活動費検討会での審議状況等を指摘するが、原告が指摘するところも、結局同検討会での検討を経て制定された本件条例の内容が不明確であることをいうものであって、同主張自体が採用できないことは前記のとおりであるから、この点についての原告の指摘によつても前記判断は左右されない。

(3) 本件手引きについて

ア 金沢市議会は、政務活動費の取扱いの基本指針を示すものとして本件手引きを作成しているところ、その趣旨は、地方の実情を考慮した上で、政務活動費の使途を明確化し、その透明性をより一層確保する点にあると解される。そして、政務活動費の交付に関する具体的事項は、普通地方公共団体の議会が定める条例によるべきものとされているところ（法100条14項）、前

記のとおり、政務活動費の支出対象となり得る議員としての活動は、広範囲に及び得るものであることにも照らすと、政務活動費の支出が本件条例の定める本件使途基準に合致するものか否かについては、そうした議員により構成される議会自身の自律的判断をも尊重すべきものである。そうすると、前記のような趣旨の下で金沢市議会が定めた本件手引きについても、上記の観点から尊重されるべきものであって、本件各議員の政務活動費の支出が本件使途基準に適合するか否かの判断に当たっては、当該支出に係る本件手引きの内容が法及び本件条例に照らして不合理といえない限り、その記載内容を十分参照すべきである。

イ 本件手引きは、共通経費として、①携帯電話及びタブレット端末（併せて以下「携帯電話等」という。）の利用料金、②自動車の燃料費、③自動車のリース料、④コピー機のリース料並びに⑤事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅固定電話利用料を限定列挙しているところ、このうち、携帯電話等は、現代社会における市政に関する連絡手段や情報収集手段として、自動車は、金沢市のような地方都市における政務活動のための移動手段として、コピー機等は政務活動に関する資料等の作成や収集手段として、事務所が自宅と兼用になっていない場合の自宅の固定電話は、政務活動のための連絡手段として、いずれも議員の政務活動の用に供され得るものであり、これらに係る上記①ないし⑤の経費は、いずれも政務活動と一般的な関連性を有するものと認められる。そして、これらの経費については、個々の政務活動ごとに生じるものではなく、通常、上記携帯電話等や自動車などの一定期間の利用に対する対価ないし経費という形で生じるものであって、同経費と個々の政務活動と直接的な対応関係を明らかにすることは事実上困難であるし、仮に、これら機器等の利用時間や利用割合等に応じてこうした対応関係を想定することができるとしても、これをいちいち明らかにしなければならないとするのでは、時宜に応じた的確な政務活動の実施に支障を來し、法及び本件

条例が政務活動費の交付を定めた趣旨に反することにもなりかねないことなどをも考慮すると、これら上記①ないし⑤の経費については、まさに前記(2)において説示した本件条例が定める「共通経費」として位置付けることがふさわしい経費であるということができ、これらの経費は、いずれも、本件条例が「共通経費」として想定する経費であるというべきである。

そして、本件手引きが定める共通経費に係る按分割合及び充当限度額等も、当該経費の性質や議員の事務所の形態等に応じて定められているものであって、これを不合理であるとみるとべき事情はうかがわれない。なお、原告は、自動車リース料に関し、自動車リース料への政務活動費の支出は、自動車の購入費用を分割払するのとほぼ同視することができるなどと主張するが、本件手引きは、維持管理費を含めた自動車リース料について、政務活動費をその全額に充当することを認めず、その充当割合を2分の1に限り、かつ月額3万円を上限として、政務活動費の充当を認めているにすぎないのであって、自動車リース料への政務活動費の充当が、自動車の購入費用を分割払するのと同視できるとはいえないから、この点についての原告の主張は採用できない。

以上によれば、共通経費に関する本件手引きの記載内容は、法及び本件条例に照らして不合理とはいえないから、共通経費に係る支出が本件使途基準に適合するか否かを判断するに当たっては、共通経費に関する本件手引きの記載に照らして判断するのが相当である。

2 本件各支出について（争点①等）

（1）高岩議員の支出について

ア 証拠（甲3, 16, 乙3, 13）及び弁論の全趣旨によれば、高岩議員は、平成28年度の共通経費として、自動車のガソリン代及び自動車リース料、携帯電話料金を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定

める上限額) の合計 52万6952円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等(ただし前記前提事実(5)アの訂正後のもの)に計上したこと、同議員は、これら経費に係る自動車及び携帯電話を政務活動のためにそれぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも 2 分の 1 を超えていたことが認められる。そして、
5 共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ(前示 1(3))、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の 2 分の 1 の限度(ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度)で政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、上記訂正後の収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

10 イ この点、原告は、本件条例 10 条 1 項は、支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出することを求めているところ、高岩議員はこうした書類を議長に提出していない旨主張する。しかし、同項の文理に照らし、同項はあくまで支出の事実を裏付ける書類の写しの提出を求めていると解するのが素直というべきであり、このことに、前記 1(2)、
15 (3)イにおいて説示した共通経費の性質も考慮すると、同項が原告が主張するような書類の提出を求めていると解することは困難である。もとより、共通経費として支出された経費が政務活動と関連しないものである場合には、本件使途基準に合致するものとはいはず、政務活動費を充てることができないことは当然であるが、上記のような関連性の有無は、高岩議員が議長に提出した資料のみならず、その後提出された資料等を含め、本訴において提出された証拠及び弁論の全趣旨を総合して判断すべきところ、本訴において提出
20
25



された証拠等により上記関連性を肯認できることは前記のとおりであるから、この点についての原告の主張は採用できない。

5

ウ 以上によれば、高岩議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれら支出につき不当利得返還義務を負うとは認められない。

10

エ ところで、別紙1の28番、56番、58番の支出について、高岩議員は、事務所費として計上すべきものであったとして、これらに係る当初収支報告書等の支出項目を、共通経費から事務所費に変更する訂正（ただし、同別紙の上記28番の支出についてはその金額も一部減額）をしている（前記前提事実(5)ア）。

15

この点、原告は、平成28年度の政務活動費については、同年度の収支報告書等の提出期限である平成29年4月30日より後に収支報告書等を訂正することは違法であり、同日時点の収支報告書等の記載内容に基づいて、政務活動費支出の違法性の有無が判断されるべきであるなどと主張する。

20

そこで検討するに、本件条例10条2項が収支報告書の提出期限を定める趣旨は、議員が返還すべき政務活動費の金額は、議員が作成・提出した収支報告書等の内容を踏まえて被告において判断することになるため、被告において議員の政務活動費の充当が本件使途基準に適合するものか否かを判断することを可能とし、返還すべき政務活動費がある場合には、被告が速やかにその返還決定をすることができるようになるものと解され、このような同項の趣旨に照らせば、議員は、同項で定める提出期限までに、正確な内容が記載された収支報告書等を提出すべきものということができる。しかしながら、本件条例及びこれを踏まえた本件手引きのいずれにも、収支報告書等について、その提出期限後の訂正が許されない旨の定めはないことに加え、議員が提出した収支報告書等に記載された使途が実態と異なるなど、

25

5

10

15

20

25

その記載内容に誤りがあることが事後的に判明した場合に、収支報告書等の提出期限後の訂正が一切許されないとすると、かえって政務活動費の使途の透明性の確保が困難となるおそれがあることに照らせば、収支報告書等の提出期限後の訂正が一律に禁止されていると解することはできない。なお、原告は、金沢市において政務活動費が前金払（法232条の5第2項、同法施行令168条）により支払われることや、同施行令159条、160条等を根拠に収支報告書等の提出期限後の訂正は違法である旨主張するが、これら各規定は、前金払をすることができる場合や歳出の過渡しとなった金員を返納させる際の手続等を定めるものにすぎず、これら地方公共団体の会計上の扱いに関する諸規定は、収支報告書等の訂正が許されないことの根拠となるものではないというべきであるから、この点についての原告の主張は採用できない。また、そもそも、政務活動費に係る不当利得返還請求権は、議員が、本件使途基準に合致しない経費に政務活動費を支出・充当することにより発生するものであるから（前記1(1)）、その成否は、当該経費が本件使途基準に合致するか否かによって客観的に判断されるべきものである。

したがって、収支報告書等の提出期限後にその記載内容の訂正があった場合には、当該訂正内容が客観的に誤りであるような場合を除き、当該訂正後の記載内容をも踏まえて政務活動費の支出が本件使途基準に合致するか否かを客観的に判断すべきものであるところ、前記3つの支出（ただし、別紙1の28番の支出については前記減額後のもの。）が事務所費として政務活動費を充てることができないものであること（本件使途基準に合致しないこと）についての主張立証はないし、これらの支出に関する収支報告書等の訂正内容が客観的に誤りであるとは認められないから、高岩議員がこれらの支出につき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

また、前記前提事実のとおり、上記訂正に伴い、別紙1の28番の支出につき、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上され

た金額が一部減額されているが、前記前提事実(5)アのとおり、同減額の額（903円）は、当初収支報告書等において政務活動に係る収入として計上されていた政務活動費を原資としない自己資金の額（1206円）を下回っているから、仮に、上記減額部分が本件使途基準に合致しないものであるとしても、前記1(1)において説示したところに照らし、高岩議員が同減額分について不当利得返還義務を負うということもできない。

オ 以上説示したところによれば、本件各支出のうち、高岩議員の収支報告書等（前記前提事実(5)アの訂正後のもの）に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余のものについても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(2) 前議員の支出について

ア 証拠（甲4、17、乙4、丙Aイ1）及び弁論の全趣旨によれば、前議員は、平成28年度の共通経費として、自動車ガソリン代、携帯電話代、自動車リース料金、FAX・コピー機再契約リース料及び自宅固定電話料金を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額）の合計52万7325円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(5)イの訂正後のもの）に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段として、それぞれ利用していたこと、同議員は、自宅とは別に政務活動事務所を設置し、同事務所を政務活動の用に供しており、後援会活動等は必要に応じて同事務所とは別の事務所を借りて行っていたこと、自宅の固定電話で政務活動に関する対応もしていたこと、同議員は、その政務活動事務所に上記経費に係るFAX・コピー機を設置し、政務活動資料の作成等に使用していたこと、これ

ら自動車や電話機、FAX・コピー機の政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)），上記認定の各経費の内容・性質や、同議員が設置する事務所の形態（本件手引きにおける政務活動専用事務所に該当すると認められる。）に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、上記訂正後の収支報告書等に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、前議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うとは認められない。

ウ なお、前議員は、別紙2の72番の支出について、事務所費として計上すべきものであったとして、これに係る当初収支報告書等の支出項目を、共通経費から事務所費に変更訂正をしているところ（前記前提事実(5)イ）、同支出が事務所費として政務活動費を充てることができないこと（本件使途基準に合致しないこと）についての主張立証はないから、この支出に関する上記訂正内容が客観的に誤りであるとは認められず、同議員は、上記支出につき、不当利得返還義務を負うものとは認められない（前記(1)エ参照）。

エ 以上説示したところによれば、本件各支出のうち、前議員の収支報告書等(前記前提事実(5)イの訂正後のもの)に政務活動費を充てることができるもののとして計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余のものについても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(3) 澤飯議員の支出について

ア 証拠(甲5, 18, 丙A口1)及び弁論の全趣旨によれば、澤飯議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び燃料費、複合機(コピー機)リース料を支出し、これを2分の1(複合機リース料については3分の1)の割合で按分した金額(ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額)の合計5万6893円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、上記各経費に係る自動車を現地調査や住民等との意見交換の場への移動手段として、携帯電話を連絡手段として、複合機(コピー機。自宅を政務活動事務所として使用しており、そこに設置したもの。)を政務活動資料の作成等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合は、自動車及び携帯電話は2分の1、複合機(コピー機)は3分の1をいずれも超えていたこと、同議員は、後援会活動については上記事務所とは別の事務所を利用して行っていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ(前示1(3))、上記認定の各経費の内容・性質や、同議員が上記複合機を設置する事務所の形態(本件手引きにおける「政務活動事務所+住居等」に該当すると認められる。)に照らすと、これらは、本件手引きによれば自動車及び携帯電話に係る経費は2分の1、コピー機リース料は3分の1の限度(ただし、いずれも本件手引きの定める上限額の限度)で政務活

動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、澤飯議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還債務を負うものとは認められない。

(4) 清水議員の支出について

ア 証拠（甲6、19、乙5、丙Dイ1）及び弁論の全趣旨によれば、清水議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらはいずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計50万2730円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(5)ウの訂正後のもの）に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現地調査や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1（ただし、上限額の定めのあるものは同上

限額の限度) の限度で政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、上記訂正後の収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、清水議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うとは認められない。

ウ(ア) なお、清水議員は、別紙4の27番の支出について、支払額に誤りがあったとして、当初収支報告書等で共通経費として計上した額を1890円減額する訂正をしているが（前記前提事実(5)ウ）、甲32の19、乙5の2に照らしてこの訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない（前記(1)エ参照）。また、仮に、上記訂正に係る支出1890円につき、清水議員が不当利得返還義務を負うことがあるとしても、前記前提事実(5)ウのとおり、同議員は、平成30年2月20日に交付を受けた政務活動費のうち上記金額に相当する1890円を金沢市に返納しており、上記不当利得返還義務は、その全額が同返納によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について清水議員が現時点において不当利得返還義務を負うということはできない。

(イ) この点、原告は、上記返納額に遅延損害金が含まれていないことを指摘するとともに、本件各議員は、本件各支出につき、平成29年5月1日以降の遅延損害金又は法定利息（民法704条）を支払う義務を負う旨主張

する（争点③）。

しかしながら、議員が負う政務活動費に係る不当利得返還債務は、期限の定めのない債務として、返還請求権者が請求をしたときに当該債務は履行遅滞となるが（民法412条3項），返還請求権者である金沢市（ないし、その執行機関である被告）が、本件各議員に対して、具体的な返還請求をした事実は認められない。なお、原告は、上記返還債務の履行期限は本条例10条2項に定める平成29年4月30日であると主張するが、同項は、あくまで収支報告書等の提出期限を定めるにすぎず、不当利得返還債務の履行期限までをも定めているものとは解されないし、政務活動費の返還に関して規定する本件条例13条も、政務活動費返還債務の履行期限について定めておらず、本件条例上他にこれを定めているものと解すべき規定も見当たらない。また、原告は、政務活動費の会計上の取扱や法の規定等に基づくる主張するが、原告が指摘する諸点も議員が負う不当利得返還債務の履行期限を定めるものということはできず、原告の上記主張は採用できない。

さらに、民法704条にいう悪意の受益者とは、法律上の原因のないことを知りながら利得した者を意味するところ、清水議員がこの意味において前記訂正に係る支出1890円について悪意であったことを直接裏付ける証拠はなく、同議員が収支報告書等を訂正したことをもって、直ちに同議員が上記の意味での悪意であったと認めることもできず、他にこれを認めるに足りる証拠はない。

以上によれば、上記（ア）の認定判断は、清水議員が前記返納に際し、これに遅延損害金ないし法定利息を付加しなかったことによって左右されないというべきである。

エ 以上説示したところによれば、清水議員の収支報告書（前記前提事実（5）ウの訂正後のもの）に政務活動費を充てることができる共通経費として計上さ

れた支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余のものについても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(5) 中川議員の支出について

ア 証拠（甲7, 20, 丙Bイ1）及び弁論の全趣旨によれば、中川議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらはいずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計49万0570円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現地調査や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、中川議員が政務活動費を充てすることができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いず

れも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(6) 源野議員の支出について

ア 証拠（甲8, 21, 丙D口1）及び弁論の全趣旨によれば、源野議員は、
平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び
自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらは
いずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計48万59
61円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書
等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、上記経費に係る自動車を
現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手
段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での
使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通
経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従
って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らす
と、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただ
し、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できる
ものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべ
きであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充
てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより
定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割
合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支
出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、源野議員が政務活動費を充てができるものとして収
支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いず
れも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれら

につき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(7) 麦田議員の支出について

ア 証拠（甲9, 22, 丙B口1）及び弁論の全趣旨によれば、麦田議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額）の合計46万0212円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関連し、これら経費に係る自動車を、地域の防災関係の連絡調整業務等に関して建設業者事務所や一般社団法人金沢建設防災協会所属企業を訪問する際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3))、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充てることができるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したことによると、収支報告書等に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、麦田議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いず

れも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(8) 秋島議員の支出について

ア 証拠（甲10, 23, 丙Dハ1）及び弁論の全趣旨によれば、秋島議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車のリース料及び燃料費、自宅固定電話利用料金を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらはいずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計45万6718円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現地視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、また、同議員は、自宅の固定電話から政務活動に関する連絡等をしていたこともあること、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。また、上記各証拠及び弁論の全趣旨によても、同議員の事務所が自宅と兼用であることはうかがわれない。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従つて判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質や事務所形態等に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、秋島議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらにつき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

5 (9) 小間井議員の支出について

ア 証拠（甲11，24，丙C1）及び弁論の全趣旨によれば、小間井議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらはいずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計45万0639円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現地訪問や関係者との打合せ・意見交換等のための移動手段として、携帯電話を連絡手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)），上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、小間井議員が政務活動費を充てることができるものとして
収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、い
ずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれ
らにつき不当利得返還義務を負うものとは認められない。

5 (10) 坂本議員の支出について

ア 証拠（甲12, 25, 乙6, 丙Dニ1）及び弁論の全趣旨によれば、坂本
議員は、平成28年度の共通経費として、自動車リース料及び自動車燃料
費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が
本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額）
の合計41万7322円につき、政務活動費を充当することができる経費
として収支報告書等（前記前提事実(5)エの各訂正後のもの）に計上したこと、
同議員は、政務活動に関して、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く
際の移動手段として利用しており、同自動車の政務活動の用に供する目的で
の使用割合は2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に
係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判
断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、こ
れらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上
限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものと
されており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであ
るが、上記認定したところによると、上記各訂正後の収支報告書等に政務活
動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引
きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割
合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支
出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、坂本議員が政務活動費を充当できるものとして収支報告書

等（前記各訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれらについて不当利得返還債務を負うものとは認められない。

ウ なお、前記前提事実(5)エのとおり、坂本議員は、同人に係る本件各支出のうち、別紙10記載の支出のうち23支出について支出額に誤りがあったとして、これらについて2回に分けて支出額を合計3万2677円減額する旨の訂正をしているが、乙6に照らしてこの訂正内容が客観的に誤りであるとは認められない。また、仮に、上記訂正に係る支出合計3万2677円につき、坂本議員が不当利得返還義務を負うことがあるとしても、前記前提事実(5)エのとおり、同議員は、交付を受けた政務活動費につき、金沢市に対し、平成30年2月15日には上記3万2677円のうち3万円に相当する金員を、同年5月15日には残りの2677円に相当する金員をそれぞれ返納しており、上記不当利得返還義務は、その全額が上記各返納によって弁済されたものとして消滅することになるから、いずれにしても、上記支出について坂本議員が現時点において不当利得返還義務を負うということはできない。

なお、上記不当利得返還債務は期限の定めのない債務であり、また、坂本議員が悪意の受益者であることを認めるに足りる証拠もないから、坂本議員が上記返納に際し、これに遅延損害金ないし法定利息を付加しなかつたことによって前記判断が左右されるものではないことは、前記(4)ウ(イ)において清水議員について説示したところと同様である。

エ 以上説示したところによれば、本件各支出のうち、坂本議員の収支報告書等（前記前提事実(5)エの各訂正後のもの）に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余のものについても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められな

い。

(11) 小阪議員の支出について

ア 証拠（甲13, 26, 乙14）及び弁論の全趣旨によれば、小阪議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額）の合計44万2423円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動について、これら経費に係る自動車を現地調査等のための移動手段として、携帯電話を連絡・調査の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものと認められ、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、小阪議員が政務活動費を充てることができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれら

について不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(12) 宮崎議員の支出について

ア 証拠（甲14、27、丙Dホ1）及び弁論の全趣旨によれば、宮崎議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（ただし、当該金額が本件手引きの定める上限額を上回る場合には、本件手引きの定める上限額）の合計43万9172円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等に計上したこと、同議員は、政務活動について、自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したところによると、収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、宮崎議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等に計上した共通経費の支出（同議員に係る本件各支出）は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれら

について不当利得返還義務を負うものとは認められない。

(13) 松井議員の支出について

ア 証拠（甲15, 28, 乙7, 丙Dへ1）及び弁論の全趣旨によれば、松井議員は、平成28年度の共通経費として、携帯電話利用料金、自動車リース料及び自動車燃料費を支出し、これを2分の1の割合で按分した金額（これらはいずれも本件手引きが定める上限額を上回っていない。）の合計42万3372円につき、政務活動費を充当することができる経費として収支報告書等（前記前提事実(5)才の訂正後のもの）に計上したこと、同議員は、政務活動に関して、これら経費に係る自動車を現場視察や要望・陳情に出向く際の移動手段として、携帯電話を連絡等の手段として、それぞれ利用しており、これらの政務活動の用に供する目的での使用割合はいずれも2分の1を超えていたことが認められる。そして、共通経費に係る支出が本件使途基準に合致するか否かは、本件手引きの記載に従って判断すべきところ（前示1(3)）、上記認定の各経費の内容・性質に照らすと、これらは、本件手引きによればいずれも支出額の2分の1の限度（ただし、上限額の定めのあるものは同上限額の限度）で政務活動費を充当できるものとされており、その範囲において本件使途基準に合致するものというべきであるが、上記認定したことによると、上記訂正後の収支報告書等に政務活動費を充てることができるものとして計上された共通経費の額は、本件手引きにより定められる上記範囲内に収まっているものと認められる。

なお、同議員の上記各支出と具体的な政務活動内容との関連性及び使用割合を証する書類を議長へ提出していないことによって上記各支出が違法支出となるものではないことは、前記(1)イのとおりである。

イ 以上によれば、松井議員が政務活動費を充てができるものとして収支報告書等（前記訂正後のもの）に計上した共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められず、同議員がこれら支出に

つき不当利得返還義務を負うとは認められない。

ウ なお、松井議員は、別紙13の15番の支出について、事務所費として計上すべきものであったとして、同支出に係る当初収支報告書等の支出項目を、
5 共通経費から事務所費に変更する訂正をしているところ（前記前提事実(5)才），同支出が事務所費として政務活動費を充てることができないこと（本件使途基準に合致しないこと）についての主張立証はないし、この支出に関する上記訂正内容が客観的に誤りであるとは認められないから、同議員は、上記支出につき、不当利得返還義務を負うものとは認められない（前記(1)エ参照）。

10 エ 以上説示したところによれば、本件各支出のうち、松井議員の収支報告書（前記前提事実(5)才の訂正後のもの）に政務活動費を充てができるものとして計上された共通経費の支出は、いずれも本件使途基準に合致しないものであるとは認められないし、同議員に係る本件各支出のうち、その余のものについても、同議員が不当利得返還義務を負うものとは認められない。

15 3 結論

以上によれば、本件各議員が本件各支出につき金沢市に対し不当利得返還義務を負うものとは認められず、被告が財産（債権）の管理を怠っているとはいえないから、原告の本訴請求はいずれも理由がない。

よって、主文のとおり判決する。

20

金沢地方裁判所民事部

裁判長裁判官 加 島 滋 人

25

裁判官 釜 村 健 太

裁判官 小 棟 智 子

(別紙)

当事者目録

金沢市

原 告

5 金沢市広坂1丁目1番1号

被 告

金沢市長 山野之義

同訴訟代理人弁護士

向 峰 仁 志

金沢市不動寺町亦128番地

被 告 補 助 参 加 人

前 誠 一

10 金沢市諸江町上丁127番地1

被 告 補 助 参 加 人

澤 飯 英 樹

上記2名訴訟代理人弁護士

堀 口 康 純

同

犬 塚 雅 文

金沢市八日市出町188番地7

被 告 補 助 参 加 人

中 川 俊 一

金沢市疋田2丁目129番地

被 告 補 助 参 加 人

麦 田 徹

上記2名訴訟代理人弁護士

柴 田 未 来

金沢市田上本町4丁目1番地(303)

被 告 補 助 参 加 人

小 間 井 大 祐

同訴訟代理人弁護士

北 村 勇 樹

金沢市上荒屋5丁目26番地

被 告 補 助 参 加 人

秋 島 太

金沢市近岡町108番地7

被 告 補 助 参 加 人

源 野 和 清

金沢市西大桑町1番12号

被 告 補 助 參 加 人

坂 本 泰 広

金沢市深谷町ニの75番地1

被 告 補 助 參 加 人

清 水 邦 彦

金沢市野田町ヲ7番地2

被 告 補 助 參 加 人

松 井 純 一

金沢市金石本町口17番地3

被 告 補 助 參 加 人

宮 崎 雅 人

上記6名訴訟代理人弁護士

山 村 三 信

高岩勝人議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 3	平成28・4・15	ガソリン代	1,070	535
2 11	平成28・6・11	ガソリン代	3,528	1,764
3 12	平成28・6・19	ガソリン代	5,715	2,857
4 25	平成28・7・14	ガソリン代	18,700	9,350
5 26	平成28・7・14	ガソリン代	24,136	12,068
6 27	平成28・7・14	ガソリン代	12,089	6,044
7 28	平成28・8・22	ガソリン代	10,760	5,380
8 29	平成28・8・28	ガソリン代	4,100	2,050
9 30	平成28・8・14	ガソリン代	5,177	2,588
10 44	平成28・9・23	ガソリン代	5,702	2,851
11 45	平成28・9・3	ガソリン代	4,120	2,060
12 50	平成28・9・20	ガソリン代	5,629	2,814
13 51	平成28・10・5	ガソリン代	5,180	2,590
14 57	平成28・10・1	ガソリン代	3,752	1,876
15 59	平成28・10・25	ガソリン代	3,820	1,910
16 63	平成28・11・11	ガソリン代	4,141	2,070
17 64	平成28・11・16	ガソリン代	9,565	4,782
18 65	平成28・11・30	ガソリン代	5,809	2,904
19 69	平成28・12・12	ガソリン代	11,476	5,738
20 71	平成28・11・30	ガソリン代	3,635	1,817
21 74	平成28・12・12	ガソリン代	4,000	2,000
22 75	平成28・12・29	ガソリン代	5,139	2,569
23 79	平成29・1・16	ガソリン代	3,989	1,994
24 82	平成29・2・5	ガソリン代	4,171	2,085
25 83	平成29・2・9	ガソリン代	5,188	2,594
26 86	平成29・2・23	ガソリン代	13,071	6,535
27 87	平成29・4・6	ガソリン代	6,469	3,234
28 88	平成29・2・28	電話代(2月分)	5,311	2,655
29 90	平成29・3・25	ガソリン代	4,235	2,117
30 91	平成29・3・29	ガソリン代	5,770	2,885
31 92	平成29・3・17	ガソリン代	6,388	3,194
32 93	平成29・3・12	ガソリン代	4,107	2,053
33 94	平成29・2・22	ガソリン代	4,308	2,154
34 112	平成28・6・27	自動車リース料	191,160	90,000
35 113	平成28・7・25	自動車リース料	63,720	30,000
36 114	平成28・8・25	自動車リース料	63,720	30,000
37 115	平成28・9・26	自動車リース料	63,720	30,000
38 116	平成28・10・25	自動車リース料	63,720	30,000
39 117	平成28・11・25	自動車リース料	63,720	30,000
40 118	平成28・12・26	自動車リース料	63,720	30,000
41 119	平成29・1・25	自動車リース料	63,720	30,000
42 120	平成29・3・27	自動車リース料	63,720	30,000
43 121	平成29・3・27	自動車リース料	63,720	30,000
44 181	平成28・5・10	携帯電話料金(5月分)	6,284	3,142
45 182	平成28・6・6	携帯電話料金(6月分)	6,326	3,163
46 183	平成28・7・7	携帯電話料金(7月分)	6,469	3,234
47 184	平成28・8・7	携帯電話料金(8月分)	6,366	3,183
48 185	平成28・9・8	携帯電話料金(9月分)	14,421	7,210
49 186	平成28・10・7	携帯電話料金(10月分)	7,993	3,966
50 187	平成28・11・7	携帯電話料金(11月分)	7,967	3,983

51	188	平成28・12・8	携帯電話料金(12月分)	7,973	3,986
52	189	平成29・1・10	携帯電話料金(1月分)	8,051	4,025
53	190	平成29・2・7	携帯電話料金(2月分)	8,034	4,017
54	191	平成29・3・8	携帯電話料金(3月分)	7,930	3,965
55	192		携帯電話料金(4月分)	25,102	12,551
56	194	平成29・1・31	電話代(1月分)	5,635	1,859
57	195	平成29・1・20	ガソリン代	6,130	3,065
58	196	平成29・3・31	電話代(3月分)	5,311	1,726
				533,192	

別紙2

前 誠一議員 の 共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途) 内容	(円)	(円)
1 4	平成28・4・5	自動車リース料 4月分(上限額)	60,165	30,000
2 5	平成28・4・16	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,305	2,152
3 15	平成28・5・6	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,644	2,322
4 16	平成28・5・6	自動車リース料 5月分(上限額)	60,165	30,000
5 20	平成28・5・20	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	1,130	565
6 21	平成28・5・23	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,760	2,380
7 27	平成28・5・31	個人携帯電話代(充当割合1/2)	13,956	6,978
8 32	平成28・6・2	自宅電話4月利用料金(按分1/2)	1,720	860
9 33	平成28・6・3	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	1,130	565
10 34	平成28・6・5	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,885	2,442
11 36	平成28・6・6	自動車リース料 6月分(上限額)	60,165	30,000
12 39	平成28・6・10	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	2,340	1,170
13 44	平成28・6・22	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	2,938	1,469
14 50	平成28・6・30	個人携帯電話代(充当割合1/2)	13,965	6,982
15 51	平成28・7・3	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	5,150	2,575
16 54	平成28・7・4	自宅電話5月利用料金(按分1/2)	1,593	796
17 56	平成28・7・5	自動車リース料 7月分(上限額)	60,165	30,000
18 61	平成28・7・16	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	2,688	1,344
19 63	平成28・7・22	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	5,359	2,679
20 67	平成28・8・1	個人携帯電話代(充当割合1/2)	16,089	8,044
21 70	平成28・8・2	自宅電話6月利用料金(按分1/2)	1,593	796
22 72	平成28・8・3	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	3,955	1,977
23 74	平成28・8・5	自動車リース料 8月分(上限額)	60,165	30,000
24 81	平成28・8・19	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,470	2,235
25 84	平成28・8・29	FAX・コピー機再契約リース料	16,588	8,294
26 87	平成28・8・31	個人携帯電話代(充当割合1/2)	14,070	7,035
27 90	平成28・9・2	自宅電話7月利用料金(按分1/2)	1,575	787
28 92	平成28・9・5	自動車リース料 9月分(上限額)	60,165	30,000
29 93	平成28・9・5	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	1,160	580
30 94	平成28・9・12	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,815	2,407
31 101	平成28・9・28	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,400	2,200
32 103	平成28・9・30	個人携帯電話代(充当割合1/2)	13,960	6,980
33 105	平成28・10・3	自宅電話8月利用料金(按分1/2)	1,745	872
34 108	平成28・10・5	自動車リース料 10月分(上限額)	60,165	30,000
35 131	平成28・10・7	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	3,154	1,577
36 133	平成28・10・17	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,930	2,465
37 139	平成28・10・30	個人携帯電話代(充当割合1/2)	14,009	7,004
38 142	平成28・11・2	自宅電話9月利用料金(按分1/2)	1,577	788
39 260	平成28・11・4	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	4,480	2,240
40 261	平成28・11・6	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	1,000	500
41 145	平成28・11・7	自動車リース料 11月分(上限額)	60,165	30,000
42 149	平成28・11・13	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	3,829	1,914
43 151	平成28・11・20	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	5,520	2,760
44 156	平成28・11・30	個人携帯電話代(充当割合1/2)	13,992	6,996
45 160	平成28・12・2	自宅電話10月利用料金(按分1/2)	1,559	779
46 163	平成28・12・4	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	5,474	2,737
47 164	平成28・12・5	自動車リース料 12月分(上限額)	60,165	30,000
48 173	平成28・12・17	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	3,785	1,892
49 175	平成28・12・22	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	1,310	655
50 262	平成28・12・24	自動車ガソリン代(充当割合1/2)	5,456	2,728

51	263	平成28・12・29	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	3,840	1,920
52	181	平成29・1・4	自宅電話11月利用料金 (按分1/2)	1,620	810
53	254	平成29・1・4	個人携帯電話代 (充当割合1/2)	13,141	6,570
54	186	平成29・1・5	自動車リース料 1月分 (上限額)	60,165	30,000
55	188	平成29・1・7	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	5,376	2,688
56	193	平成29・1・18	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	4,774	2,387
57	197	平成29・1・21	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	3,565	1,782
58	255	平成29・1・31	個人携帯電話代 (充当割合1/2)	13,164	6,582
59	205	平成29・2・2	自宅電話12月利用料金 (按分1/2)	1,575	787
60	210	平成29・2・6	自動車リース料 2月分 (上限額)	60,165	30,000
61	211	平成29・2・7	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	1,230	615
62	212	平成29・2・10	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	5,431	2,715
63	223	平成29・2・28	個人携帯電話代 (充当割合1/2)	13,146	6,573
64	224	平成29・3・2	自宅電話 1月利用料金 (按分1/2)	1,507	753
65	229	平成29・3・6	自動車リース料 3月分 (上限額)	60,165	30,000
66	231	平成29・3・7	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	5,166	2,583
67	240	平成29・3・23	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	5,229	2,614
68	242	平成29・3・28	自動車ガソリン代 (充当割合1/2)	1,320	660
69	245	平成29・3・31	個人携帯電話代 (充当割合1/2)	13,137	6,568
70	253	平成29・4・3	自宅電話 2月利用料金 (按分1/2)	1,494	747
71	13	平成29・5・2	自宅電話 3月利用料金 (按分1/2)	1,774	887
72	251	平成29・5・1	事務所 電話代 3月分 (充当割合1/2)	7,423	3,711
73	252	平成29・5・1	個人携帯電話代 (充当割合1/2)	13,137	6,563
				1,064,087	531,036

別紙 3

澤飯英樹議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額	(円)	(円)
1 9	平成28・4・4	複合機(コピー機)リース料 4月分		3,846	
2 16	平成28・5・2	乗用車リース料金 5月分 限度額	78,840	30,000	
3 17	平成28・5・6	複合機(コピー機)リース料 5月分	11,655	3,846	
4 25	平成28・5・27	自動車燃料費 4月分	10,934	5,467	
5 29	平成28・5・31	乗用車リース料金 5月分 限度額	78,840	30,000	
6 30	平成28・5・31	携帯電話通話料金 4月分	8,815	4,407	
7 33	平成28・6・3	複合機(コピー機)リース料 6月分	11,655	3,846	
8 38	平成28・6・27	自動車燃料費 5月分	6,226	3,113	
9 41	平成28・6・30	乗用車リース料金 6月分 限度額	78,840	30,000	
10 42	平成28・6・30	携帯電話通話料金 5月分	8,908	4,454	
11 47	平成28・7・4	複合機(コピー機)リース料 7月分	11,655	3,846	
12 56	平成28・7・27	自動車燃料費 6月分	11,720	5,860	
13 61	平成28・8・1	乗用車リース料金 7月分 限度額	78,840	30,000	
14 62	平成28・8・1	携帯電話通話料金 6月分	8,888	4,444	
15 65	平成28・8・3	複合機(コピー機)リース料 8月分	11,655	3,846	
16 72	平成28・8・29	自動車燃料費 7月分	6,572	3,286	
17 76	平成28・8・31	乗用車リース料金 8月分 限度額	78,840	30,000	
18 77	平成28・8・31	携帯電話通話料金 7月分	9,034	4,517	
19 83	平成28・9・5	複合機(コピー機)リース料 9月分	11,655	3,846	
20 92	平成28・9・27	自動車燃料費 8月分	11,766	5,883	
21 94	平成28・9・30	乗用車リース料金 9月分 限度額	78,840	30,000	
22 95	平成28・9・30	携帯電話通話料金 8月分	8,835	4,417	
23 101	平成28・10・3	複合機(コピー機)リース料 10月分	11,655	3,846	
24 109	平成28・10・27	自動車燃料費 9月分	4,808	2,404	
25 113	平成28・10・31	乗用車リース料金 10月分 限度額	78,840	30,000	
26 114	平成28・10・31	携帯電話通話料金 9月分	8,826	4,413	
27 118	平成28・11・4	複合機(コピー機)リース料 11月分	11,655	3,846	
28 129	平成28・11・28	自動車燃料費 10月分	9,436	4,718	
29 133	平成28・11・30	乗用車リース料金 11月分 限度額	78,840	30,000	
30 134	平成28・11・30	携帯電話通話料金 10月分	8,878	4,439	
31 138	平成28・12・5	複合機(コピー機)リース料 12月分	11,655	3,846	
32 143	平成28・12・27	自動車燃料費 11月分	8,384	4,192	
33 147	平成29・1・4	乗用車リース料金 12月分 限度額	78,840	30,000	
34 148	平成29・1・4	携帯電話通話料金 11月分	9,479	4,739	
35 150	平成29・1・4	複合機(コピー機)リース料 1月分	11,655	3,846	
36 159	平成29・1・27	自動車燃料費 12月分	12,288	6,144	
37 161	平成29・1・31	乗用車リース料金 1月分 限度額	78,840	30,000	
38 162	平成29・1・31	携帯電話通話料金 12月分	8,898	4,449	
39 169	平成29・2・3	複合機(コピー機)リース料 2月分	11,655	3,846	
40 176	平成29・2・27	自動車燃料費 1月分	11,822	5,911	
41 181	平成29・2・28	乗用車リース料金 2月分 限度額	78,840	30,000	
42 182	平成29・2・28	携帯電話通話料金 1月分	8,841	4,420	
43 186	平成29・3・3	複合機(コピー機)リース料 3月分	11,655	3,846	
44 192	平成29・3・27	自動車燃料費 2月分	8,952	4,476	
45 197	平成29・3・31	乗用車リース料金 3月分 限度額	78,840	30,000	
46 198	平成29・3・31	携帯電話通話料金 2月分	9,044	4,522	
47 201	平成29・5・1	携帯電話通話料金 3月分	8,821	4,410	
48 202	平成29・4・27	自動車燃料費 3月分	11,312	5,656	
				516,893	

別紙4

清水邦彦議員の共通経費

(円) (円)

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額	充当額
1 9	平成28・5・6	車両リース料(4月・5月分)	95,040	47,520
2 23	平成28・6・2	車両リース料(6月分)	47,520	23,760
3 24	平成28・6・2	自動車ガソリン代(4月分)	23,245	11,622
4 27	平成28・6・10	携帯機器利用料(4月分)	12,426	6,213
5 39	平成28・7・4	車両リース料(7月分)	47,520	23,760
6 40	平成28・7・4	自動車ガソリン代(5月分)	22,345	11,172
7 43	平成28・7・11	携帯機器利用料(5月分)	12,426	6,213
8 63	平成28・8・2	車両リース料(6月分)	47,520	23,760
9 64	平成28・8・2	自動車ガソリン代(6月分)	14,891	7,445
10 65	平成28・8・10	携帯機器利用料(6月分)	12,426	6,213
11 80	平成28・9・2	車両リース料(9月分)	47,520	23,760
12 81	平成28・9・2	自動車ガソリン代(7月分)	32,953	16,476
13 85	平成28・9・12	携帯機器利用料(7月分)	12,426	6,213
14 95	平成28・10・3	自動車ガソリン代(8月分)	22,256	11,128
15 96	平成28・10・3	車両リース料(10月分)	47,520	23,760
16 99	平成28・10・10	携帯機器利用料(8月分)	12,426	6,213
17 113	平成28・11・2	車両リース料(11月分)	47,520	23,760
18 114	平成28・11・2	自動車ガソリン代(9月分)	23,127	11,563
19 117	平成28・11・10	携帯機器利用料(9月分)	12,426	6,213
20 128	平成28・12・2	車両リース料(12月分)	47,520	23,760
21 129	平成28・12・2	自動車ガソリン代(10月分)	24,082	12,041
22 134	平成28・12・12	携帯機器利用料(10月分)	12,426	6,213
23 145	平成29・1・4	車両リース料(1月分)	47,520	23,760
24 146	平成29・1・4	自動車ガソリン代(11月分)	22,856	11,428
25 148	平成29・1・10	携帯機器利用料(11月分)	12,426	6,213
26 161	平成29・2・2	車両リース料(2月分)	47,520	23,760
27 162	平成29・2・2	自動車ガソリン代(12月分)	23,631	11,815
28 166	平成29・2・10	携帯機器利用料(12月分)	12,426	6,213
29 178	平成29・3・2	車両リース料(3月分)	47,520	23,760
30 179	平成29・3・2	自動車ガソリン代(1月分)	26,173	13,086
31 181	平成29・3・10	携帯機器利用料(1月分)	12,534	6,267
32 193	平成29・4・3	自動車ガソリン代(2月分)	22,562	11,281
33 195		携帯機器利用料(2月分)	12,783	6,391
34 204	平成29・5・2	自動車ガソリン代(3月分)	31,306	15,653
35 208		携帯機器利用料(3月分)	12,430	6,215
				504,620

別紙 5

中川俊一議員の共通経費

(円) (円)

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途) 内容	支出額	充当額
1 3	平成28・4・18	自動車リース(4月分)	55,080	27,540
2 6	平成28・4・11	自動車ガソリン代	3,370	1,685
3 12	平成28・4・22	自動車ガソリン代	3,610	1,805
4 14	平成28・4・24	自動車ガソリン代	1,690	845
5 25	平成28・4・30	自動車ガソリン代	2,080	1,040
6 28	平成28・5・1	自動車ガソリン代	2,900	1,450
7 30	平成28・5・17	自動車リース(5月分)	55,080	27,540
8 31	平成28・5・6	自動車ガソリン代	2,700	1,350
9 32	平成28・5・13	自動車ガソリン代	2,000	1,000
10 37	平成28・5・21	自動車ガソリン代	2,539	1,269
11 41	平成28・5・26	自動車ガソリン代	3,515	1,757
12 45	平成28・5・25	KDDI 携帯電話通話料(4月分)	10,314	5,157
13 48	平成28・6・2	自動車ガソリン代	2,250	1,125
14 50	平成28・6・10	自動車ガソリン代	2,700	1,350
15 52	平成28・6・22	自動車ガソリン代	3,570	1,785
16 53	平成28・6・19	自動車ガソリン代	1,340	670
17 56	平成28・6・17	自動車リース(6月分)	55,080	27,540
18 57	平成28・6・27	KDDI 携帯電話通話料(5月分)	10,314	5,157
19 64	平成28・7・19	自動車リース(7月分)	55,080	27,540
20 65	平成28・7・25	KDDI 携帯電話通話料(6月分)	10,347	5,173
21 68	平成28・7・1	自動車ガソリン代	4,050	2,025
22 69	平成28・7・9	自動車ガソリン代	4,280	2,140
23 71	平成28・7・13	自動車ガソリン代	2,540	1,270
24 73	平成28・7・27	自動車ガソリン代	3,270	1,635
25 74	平成28・7・29	自動車ガソリン代	3,830	1,915
26 75	平成28・7・21	自動車ガソリン代	4,020	2,010
27 81	平成28・8・17	自動車リース(8月分)	55,080	27,540
28 82	平成28・8・25	KDDI 携帯電話通話料(7月分)	10,397	5,198
29 86	平成28・8・13	自動車ガソリン代	2,400	1,200
30 87	平成28・8・5	自動車ガソリン代	4,024	2,012
31 89	平成28・8・12	自動車ガソリン代	3,530	1,765
32 90	平成28・8・17	自動車ガソリン代	4,468	2,234
33 93	平成28・8・14	自動車ガソリン代	1,000	500
34 94	平成28・8・24	自動車ガソリン代	3,740	1,870
35 95	平成28・8・31	自動車ガソリン代	3,900	1,950
36 101	平成28・9・20	自動車リース(9月分)	55,080	27,540
37 102	平成28・9・26	KDDI 携帯電話通話料(8月分)	10,330	5,165
38 104	平成28・9・9	自動車ガソリン代	3,550	1,775
39 109	平成28・9・17	自動車ガソリン代	3,670	1,835
40 111	平成28・9・27	自動車ガソリン代	4,180	2,090
41 117	平成28・10・17	自動車リース(10月分)	55,080	27,540
42 118	平成28・10・25	KDDI 携帯電話通話料(9月分)	10,355	5,177
43 126	平成28・10・7	自動車ガソリン代	3,563	1,781
44 129	平成28・10・27	自動車ガソリン代	4,240	2,120
45 133	平成28・10・16	自動車ガソリン代	4,440	2,220
46 145	平成28・11・7	自動車ガソリン代	4,740	2,370
47 151	平成28・11・15	自動車ガソリン代	3,560	1,780
48 152	平成28・11・23	自動車ガソリン代	2,980	1,490
49 153	平成28・11・28	自動車ガソリン代	4,580	2,290
50 157	平成28・11・24	自動車ガソリン代	1,000	500

51	158	平成28・11・17	自動車リース(11月分)	55,080	27,540
52	159	平成28・11・25	KDDI 携帯電話通話料(10月分)	13,136	6,568
53	162	平成28・12・18	自動車ガソリン代	5,000	2,500
54	163	平成28・12・21	自動車ガソリン代	4,700	2,350
55	169	平成28・12・29	自動車ガソリン代	4,200	2,100
56	172	平成28・12・3	自動車ガソリン代	2,260	1,130
57	173	平成28・12・8	自動車ガソリン代	4,696	2,348
58	174	平成28・12・12	自動車ガソリン代	4,790	2,395
59	178	平成28・12・19	自動車リース(12月分)	55,080	27,540
60	179	平成28・12・26	KDDI 携帯電話通話料(11月分)	13,055	6,527
61	184	平成29・1・17	自動車リース(1月分)	55,080	27,540
62	185	平成29・1・25	KDDI 携帯電話通話料(12月分)	11,966	5,983
63	187	平成29・1・4	自動車ガソリン代	4,367	2,183
64	188	平成29・1・10	自動車ガソリン代	4,570	2,285
65	190	平成29・1・17	自動車ガソリン代	3,379	1,689
66	192	平成29・1・25	自動車ガソリン代	3,000	1,500
67	199	平成29・1・30	自動車ガソリン代	3,879	1,939
68	204	平成29・2・17	自動車リース(2月分)	55,080	27,540
69	205	平成29・2・27	KDDI 携帯電話通話料(1月分)	11,946	5,973
70	212	平成29・2・22	自動車ガソリン代	3,240	1,620
71	213	平成29・2・16	自動車ガソリン代	4,400	2,200
72	221	平成29・3・5	自動車ガソリン代	3,970	1,985
73	222	平成29・3・16	自動車ガソリン代	4,700	2,350
74	224	平成29・3・17	自動車リース(3月分)	55,080	27,540
75	225	平成29・3・27	KDDI 携帯電話通話料(2月分)	11,978	5,989
76	231	平成29・3・25	自動車ガソリン代	3,000	1,500
77	233	平成29・4・25	KDDI 携帯電話通話料(3月分)	12,082	6,041
					490,570

別紙 6

源野和清議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 3	平成28・4・18	自動車リース料 本体+消費税 4月	59,940	29,970
2 7	平成28・5・17	自動車リース料 本体+消費税 5月	59,940	29,970
3 9	平成28・5・31	携帯電話使用料 5月分	10,768	5,384
4 11	平成28・6・2	自動車ガソリン代	1,275	637
5 12	平成28・6・2	自動車ガソリン代	1,783	891
6 13	平成28・6・2	自動車ガソリン代	3,441	1,720
7 14	平成28・6・2	自動車ガソリン代	1,533	766
8 19	平成28・6・17	自動車リース料 本体+消費税 6月	59,940	29,970
9 21	平成28・6・30	携帯電話使用料 6月分	10,768	5,384
10 23	平成28・7・4	自動車ガソリン代	2,731	1,365
11 24	平成28・7・4	自動車ガソリン代	1,940	970
12 25	平成28・7・4	自動車ガソリン代	1,365	682
13 27	平成28・7・4	自動車ガソリン代	3,277	1,638
14 28	平成28・7・4	自動車ガソリン代	2,035	1,017
15 34	平成28・7・19	自動車リース料 本体+消費税 7月	59,940	29,970
16 36	平成28・8・1	携帯電話使用料 7月分	10,749	5,374
17 39	平成28・8・2	自動車ガソリン代	2,373	1,186
18 40	平成28・8・2	自動車ガソリン代	2,544	1,272
19 41	平成28・8・2	自動車ガソリン代	3,120	1,560
20 42	平成28・8・2	自動車ガソリン代	1,929	964
21 52	平成28・8・17	自動車リース料 本体+消費税 8月	59,940	29,970
22 53	平成28・8・31	携帯電話使用料 8月分	10,740	5,370
23 56	平成28・9・2	自動車ガソリン代	2,359	1,179
24 57	平成28・9・2	自動車ガソリン代	2,113	1,056
25 58	平成28・9・2	自動車ガソリン代	2,253	1,126
26 59	平成28・9・2	自動車ガソリン代	2,400	1,200
27 60	平成28・9・2	自動車ガソリン代	3,163	1,581
28 63	平成28・9・20	自動車リース料 本体+消費税 9月	59,940	29,970
29 64	平成28・9・30	携帯電話使用料 9月分	9,838	4,919
30 75	平成28・10・17	自動車リース料 本体+消費税 10月	59,940	29,970
31 76	平成28・10・17	自動車ガソリン代	1,286	643
32 77	平成28・10・17	自動車ガソリン代	4,440	2,220
33 79	平成28・10・17	自動車ガソリン代	3,000	1,500
34 80	平成28・10・17	自動車ガソリン代	2,280	1,140
35 81	平成28・10・17	自動車ガソリン代	2,699	1,349
36 84	平成28・10・31	携帯電話使用料 10月分	8,802	4,401
37 88	平成28・11・2	自動車ガソリン代	3,334	1,667
38 89	平成28・11・2	自動車ガソリン代	2,747	1,373
39 90	平成28・11・2	自動車ガソリン代	1,718	859
40 94	平成28・11・17	自動車リース料 本体+消費税 11月	59,940	29,970
41 95	平成28・12・2	自動車ガソリン代	1,546	773
42 96	平成28・12・2	自動車ガソリン代	3,793	1,896
43 97	平成28・12・2	自動車ガソリン代	2,420	1,210
44 98	平成28・12・2	自動車ガソリン代	3,248	1,624
45 99	平成28・11・30	携帯電話使用料 11月分	8,825	4,412
46 103	平成28・12・19	自動車リース料 本体+消費税 12月	59,940	29,970
47 106	平成29・1・4	携帯電話使用料 12月分	8,809	4,404
48 108	平成29・1・4	自動車ガソリン代	1,732	866
49 109	平成29・1・4	自動車ガソリン代	2,223	1,111
50 110	平成29・1・4	自動車ガソリン代	3,523	1,761

51	111	平成29・1・4	自動車ガソリン代	1,951	975
52	112	平成29・1・4	自動車ガソリン代	1,492	746
53	114	平成29・1・17	自動車リース料 本体+消費税 1月	59,940	29,970
54	121	平成29・2・2	自動車ガソリン代	3,442	1,721
55	122	平成29・2・2	自動車ガソリン代	3,541	1,770
56	123	平成29・2・2	自動車ガソリン代	2,570	1,285
57	124	平成29・2・2	自動車ガソリン代	2,754	1,377
58	129	平成29・1・31	携帯電話使用料 1月分	9,081	4,540
59	134	平成29・2・17	自動車リース料 本体+消費税 2月	59,940	29,970
60	138	平成29・2・28	携帯電話使用料 2月分	10,984	5,492
61	141	平成29・3・2	自動車ガソリン代	2,330	1,165
62	142	平成29・3・2	自動車ガソリン代	3,740	1,870
63	143	平成29・3・2	自動車ガソリン代	2,448	1,224
64	144	平成29・3・2	自動車ガソリン代	3,464	1,732
65	149	平成29・3・17	自動車リース料 本体+消費税 3月	59,940	29,970
66	150	平成29・3・31	携帯電話使用料 3月分	8,811	4,405
67	152	平成29・4・3	自動車ガソリン代	2,850	1,425
68	153	平成29・4・3	自動車ガソリン代	1,917	958
69	154	平成29・4・3	自動車ガソリン代	1,538	769
70	155	平成29・4・3	自動車ガソリン代	3,398	1,699
71	156	平成29・4・3	自動車ガソリン代	1,996	998
72	159	平成29・5・1	携帯電話使用料 4月請求分	8,853	4,426
73	161	平成29・5・2	自動車ガソリン代	3,277	1,638
74	162	平成29・5・2	自動車ガソリン代	2,324	1,162
75	163	平成29・5・2	自動車ガソリン代	3,833	1,916
76	164	平成29・5・2	自動車ガソリン代	3,013	1,506
77	165	平成29・5・2	自動車ガソリン代	2,145	1,072
				485,961	

別紙 7

麦田 徹 議員 の 共通経費

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途) 内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 6	平成28・4・25	自動車リース料 4月分	53,235	26,617
2 13	平成28・5・25	自動車リース料 5月分	53,235	26,617
3 14	平成28・5・25	ガソリン代 : 4月分	3,891	1,945
4 17	平成28・5・25	携帯電話 : 4月分	11,875	5,937
5 24	平成28・6・24	自動車リース料 6月分	70,740	30,000
6 26	平成28・6・27	ガソリン代 : 5月分	15,165	7,582
7 29	平成28・6・27	携帯電話 : 5月分	8,780	4,390
8 37	平成28・7・25	ガソリン代 : 6月分	8,094	4,047
9 40	平成28・7・25	携帯電話 : 6月分	11,683	5,841
10 41	平成28・7・27	自動車リース料 7月分	70,740	30,000
11 48	平成28・8・25	ガソリン代 : 7月分	4,121	2,060
12 51	平成28・8・25	携帯電話 : 7月分	8,742	4,371
13 52	平成28・8・29	自動車リース料 8月分	70,740	30,000
14 62	平成28・9・26	ガソリン代 : 8月分	7,568	3,784
15 65	平成28・9・26	携帯電話 : 8月分	8,852	4,426
16 66	平成28・9・27	自動車リース料 9月分	70,740	30,000
17 79	平成28・10・25	ガソリン代 : 9月分	3,996	1,998
18 82	平成28・10・25	携帯電話 : 9月分	8,758	4,379
19 85	平成28・10・27	自動車リース料 10月分	70,740	30,000
20 90	平成28・11・25	ガソリン代 : 10月分	4,034	2,017
21 93	平成28・11・25	携帯電話 : 10月分	8,776	4,388
22 94	平成28・11・28	自動車リース料 11月分	70,740	30,000
23 103	平成28・12・26	ガソリン代 : 11月分	9,964	4,982
24 106	平成28・12・26	携帯電話 : 11月分	8,765	4,382
25 110	平成28・12・27	自動車リース料 12月分	70,740	30,000
26 117	平成29・1・25	ガソリン代 : 12月分	13,130	6,565
27 120	平成29・1・25	携帯電話 : 12月分	8,810	4,405
28 122	平成29・1・27	自動車リース料 1月分	70,740	30,000
29 133	平成29・2・27	自動車リース料 2月分	70,740	30,000
30 135	平成29・2・27	ガソリン代 : 1月分	4,665	2,332
31 138	平成29・2・27	携帯電話 : 1月分	8,725	4,362
32 142	平成29・3・10	コピー機リース料	15,552	5,132
33 144	平成29・3・27	自動車リース料 3月分	70,740	30,000
34 146	平成29・3・27	ガソリン代 : 2月分	4,160	2,080
35 149	平成29・3・27	携帯電話 : 2月分	10,186	5,093
36 153	平成29・4・25	ガソリン代 : 3月分	12,272	6,136
37 156	平成29・4・25	携帯電話 : 3月分	8,689	4,344
				460,212

秋島 太 議員 の 共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途) 内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 4	平成28・5・10	ガソリン代 4/1 給油分	3,540	1,770
2 5	平成28・5・10	ガソリン代 4/9 給油分	4,547	2,273
3 10	平成28・6・10	4月度 携帯電話使用料	7,153	3,576
4 15	平成28・6・10	ガソリン代 4/17 給油分	3,940	1,970
5 16	平成28・6・10	ガソリン代 4/27 給油分	4,459	2,229
6 17	平成28・6・10	ガソリン代 5/5 給油分	6,401	3,200
7 18	平成28・6・10	ガソリン代 5/15 給油分	3,667	1,833
8 20	平成28・5・23	4月度 自宅電話料(4/1~4/30)	2,380	1,190
9 21	平成28・7・11	5月度 携帯電話使用料	7,052	3,526
10 26	平成28・7・11	ガソリン代 5/28 給油分	4,752	2,376
11 27	平成28・7・11	ガソリン代 6/5 給油分	3,931	1,965
12 29	平成28・6・21	5月度 自宅電話料(5/1~5/31)	2,328	1,164
13 30	平成28・8・10	ガソリン代 6/18 給油分	5,548	2,774
14 31	平成28・8・10	ガソリン代 6/28 給油分	4,550	2,275
15 32	平成28・8・10	ガソリン代 7/9 給油分	4,978	2,489
16 42	平成28・7・26	6月度 自宅電話料(6/1~6/30)	2,414	1,207
17 43	平成28・8・10	6月度 携帯電話使用料	7,049	3,524
18 46	平成28・9・12	ガソリン代 7/18 給油分	4,356	2,178
19 47	平成28・9・12	ガソリン代 8/6 給油分	7,057	3,528
20 48	平成28・9・12	ガソリン代 8/12 給油分	4,188	2,094
21 51	平成28・8・19	7月度 自宅電話料(7/1~7/31)	2,407	1,203
22 52	平成28・9・12	7月度 携帯電話使用料	8,136	4,068
23 55	平成28・10・11	ガソリン代 8/20 給油分	6,499	3,249
24 56	平成28・10・11	ガソリン代 8/28 給油分	6,011	3,005
25 57	平成28・10・11	ガソリン代 9/4 給油分	4,114	2,057
26 64	平成28・10・11	8月度 携帯電話使用料	7,008	3,504
27 65	平成28・9・28	8月度 自宅電話料(8/1~8/31)	2,355	1,177
28 66	平成28・11・10	ガソリン代 9/17 給油分	4,618	2,309
29 67	平成28・11・10	ガソリン代 9/24 給油分	4,222	2,111
30 68	平成28・11・10	ガソリン代 10/6 給油分	5,170	2,585
31 69	平成28・11・10	ガソリン代 10/15 給油分	4,302	2,151
32 78	平成28・10・25	9月度 自宅電話料(9/1~9/30)	2,640	1,320
33 79	平成28・11・10	9月度 携帯電話使用料	8,101	4,050
34 80	平成28・12・12	ガソリン代 10/23 給油分	5,268	2,634
35 81	平成28・12・12	ガソリン代 10/30 給油分	4,528	2,264
36 83	平成28・12・12	ガソリン代 11/13 給油分	3,927	1,963
37 86	平成28・11・29	10月度 自宅電話料(10/1~10/31)	2,649	1,324
38 87	平成28・12・12	10月度 携帯電話使用料	8,160	4,080
39 93	平成29・1・10	ガソリン代 11/19 給油分	5,680	2,840
40 94	平成29・1・10	ガソリン代 12/3 給油分	6,746	3,373
41 95	平成29・1・10	ガソリン代 12/14 給油分	4,724	2,362
42 97	平成28・12・16	11月度 自宅電話料(11/1~11/30)	2,588	1,294
43 98	平成29・1・10	11月度 携帯電話使用料	8,123	4,061
44 99	平成29・2・10	ガソリン代 12/24 給油分	5,791	2,895
45 100	平成29・2・10	ガソリン代 12/31 給油分	7,263	3,631
46 101	平成29・2・10	ガソリン代 1/7 給油分	6,899	3,449
47 106	平成29・2・10	12月度 携帯電話使用料	7,001	3,500
48 111	平成29・3・10	ガソリン代 1/16 給油分	4,686	2,343
49 112	平成29・3・10	ガソリン代 1/23 給油分	4,919	2,459
50 113	平成29・3・10	ガソリン代 1/30 給油分	4,846	2,423

51	114	平成29・3・10	ガソリン代 2/15 給油分	6,943	3,471
52	116	平成29・1・25	12月度 自宅電話料(12/1~12/31)	2,570	1,285
53	117	平成29・3・2	1月度 自宅電話料(1/1~1/31)	2,466	1,233
54	123	平成29・3・10	1月度 携帯電話使用料	8,090	4,045
55	124	平成29・4・10	ガソリン代 2/22 給油分	4,876	2,438
56	125	平成29・4・10	ガソリン代 3/11 給油分	7,550	3,775
57	126	平成29・3・30	2月度 自宅電話料(2/1~2/28)	2,941	1,470
58	131	平成29・4・10	2月度 携帯電話使用料	7,020	3,510
59	132	平成29・5・10	ガソリン代 3/19 給油分	3,929	1,964
60	133	平成29・5・10	ガソリン代 3/30 給油分	6,300	3,150
61	134	平成29・5・10	3月度 自宅電話料(3/1~3/31)	13,070	3,295
62	135	平成29・5・10	3月度 携帯電話使用料	13,426	6,713
63	通帳 1	平成28・4・25	4月度 自動車リース代	48,924	24,462
64	通帳 2	平成28・5・25	5月度 自動車リース代	48,924	24,462
65	通帳 3	平成28・6・27	6月度 自動車リース代	48,924	24,462
66	通帳 4	平成28・7・25	7月度 自動車リース代	48,924	24,462
67	通帳 5	平成28・8・25	8月度 自動車リース代	48,924	24,462
68	通帳 6	平成28・9・26	9月度 自動車リース代	48,924	24,462
69	通帳 7	平成28・10・25	10月度 自動車リース代	48,924	24,462
70	通帳 8	平成28・11・25	11月度 自動車リース代	48,924	24,462
71	通帳 9	平成28・12・26	12月度 自動車リース代	48,924	24,462
72	通帳 10	平成29・1・25	1月度 自動車リース代	48,924	24,462
73	通帳 11	平成29・2・27	2月度 自動車リース代	48,924	24,462
74	通帳 12	平成29・3・27	3月度 自動車リース代	48,924	24,462
					456,718

別紙9

小間井大祐議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 13	平成28・4・4	自動車リース料 (4月分)	57,456	28,728
2 49	平成28・5・31	携帯電話通信料 4月分	8,832	4,416
3 61	平成28・4・11	ガソリン代	1,000	500
4 62	平成28・4・18	ガソリン代	3,510	1,755
5 14	平成28・5・2	自動車リース料 (5月分)	57,456	28,728
6 50	平成28・6・30	携帯電話通信料 5月分	9,902	4,951
7 63	平成28・5・4	ガソリン代	2,999	1,499
8 64	平成28・5・14	ガソリン代	1,000	500
9 65	平成28・5・20	ガソリン代	3,599	1,799
10 66	平成28・5・31	ガソリン代	3,850	1,925
11 15	平成28・6・2	自動車リース料 (6月分)	57,456	28,728
12 51	平成28・8・1	携帯電話通信料 6月分	8,833	4,416
13 67	平成28・6・16	ガソリン代	1,000	500
14 68	平成28・6・21	ガソリン代	3,900	1,950
15 16	平成28・7・4	自動車リース料 (7月分)	57,456	28,728
16 52	平成28・8・31	携帯電話通信料 7月分	9,920	4,960
17 69	平成28・7・4	ガソリン代	4,080	2,040
18 70	平成28・7・13	ガソリン代	3,710	1,855
19 71	平成28・7・28	ガソリン代	2,000	1,000
20 17	平成28・8・2	自動車リース料 (8月分)	57,456	28,728
21 53	平成28・9・30	携帯電話通信料 8月分	8,892	4,446
22 72	平成28・8・6	ガソリン代	3,000	1,500
23 73	平成28・8・13	ガソリン代	2,000	1,000
24 74	平成28・8・20	ガソリン代	2,000	1,000
25 18	平成28・9・2	自動車リース料 (9月分)	57,456	28,728
26 54	平成28・10・31	携帯電話通信料 9月分	8,924	4,462
27 75	平成28・9・6	ガソリン代	3,000	1,500
28 76	平成28・9・21	ガソリン代	3,986	1,993
29 19	平成28・10・3	自動車リース料 (10月分)	57,456	28,728
30 55	平成28・11・30	携帯電話通信料 10月分	10,739	5,369
31 77	平成28・10・14	ガソリン代	1,000	500
32 78	平成28・10・20	ガソリン代	3,000	1,500
33 20	平成28・11・2	自動車リース料 (11月分)	57,456	28,728
34 56	平成29・1・4	携帯電話通信料 11月分	11,911	5,955
35 79	平成28・11・3	ガソリン代	1,000	500
36 80	平成28・11・6	ガソリン代	2,000	1,000
37 21	平成28・12・2	自動車リース料 (12月分)	57,456	28,728
38 57	平成29・1・31	携帯電話通信料 12月分	10,346	5,173
39 81	平成28・12・4	ガソリン代	3,000	1,500
40 82	平成28・12・18	ガソリン代	2,000	1,000
41 83	平成28・12・24	ガソリン代	2,000	1,000
42 84	平成28・12・29	ガソリン代	1,000	500
43 22	平成29・1・4	自動車リース料 (1月分)	57,456	28,728
44 58	平成29・2・28	携帯電話通信料 1月分	10,358	5,179
45 85	平成29・1・2	ガソリン代	3,000	1,500
46 86	平成29・1・12	ガソリン代	2,000	1,000
47 87	平成29・1・17	ガソリン代	3,000	1,500
48 88	平成29・1・31	ガソリン代	3,000	1,500
49 23	平成29・2・2	自動車リース料 (2月分)	57,456	28,728
50 59	平成29・3・31	携帯電話通信料 2月分	10,423	5,211

51	89	平成29・2・5	ガソリン代	2,798	1,399
52	90	平成29・2・12	ガソリン代	2,000	1,000
53	91	平成29・2・19	ガソリン代	1,000	500
54	92	平成29・2・21	ガソリン代	3,000	1,500
55	24	平成29・3・2	自動車リース料 (3月分)	57,456	28,728
56	60	平成29・5・1	携帯電話通信料 3月分	10,300	5,150
57	93	平成29・3・2	ガソリン代	2,000	1,000
58	94	平成29・3・11	ガソリン代	2,000	1,000
59	95	平成29・3・15	ガソリン代	2,000	1,000
60	96	平成29・3・22	ガソリン代	2,000	1,000
61	97	平成29・3・26	ガソリン代	2,000	1,000
62	98	平成29・3・30	ガソリン代	3,000	1,500
					450,639

別紙10

坂本泰広議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	(円)	(円)
1 6	平成28・5・27	自動車燃料代 (28. 4. 14給油)	3,436	1,718
2 9	平成28・4・25	自動車燃料代 (28. 4. 25給油)	3,851	1,925
3 10	平成28・4・26	自動車リース料4月請求分	131,760	60,000
4 15	平成28・5・27	自動車燃料代 (28. 5. 5給油)	3,331	1,665
5 18	平成28・5・27	自動車燃料代 (28. 5. 15給油)	3,521	1,760
6 24	平成28・5・27	自動車燃料代 (28. 5. 23給油)	3,527	1,763
7 26	平成28・5・26	自動車リース料5月請求分	65,880	30,000
8 29	平成28・7・27	自動車燃料代 (28. 6. 4給油)	4,312	2,156
9 30	平成28・7・27	自動車燃料代 (28. 6. 15給油)	3,463	1,731
10 33	平成28・7・27	自動車燃料代 (28. 6. 23給油)	3,384	1,692
11 34	平成28・6・27	自動車リース料6月請求分	65,880	30,000
12 35	平成28・7・27	自動車燃料代 (28. 6. 29給油)	2,232	1,116
13 39	平成28・8・29	自動車燃料代 (28. 7. 7給油)	3,589	1,794
14 41	平成28・8・29	自動車燃料代 (28. 7. 18給油)	3,693	1,846
15 48	平成28・8・29	自動車燃料代 (28. 7. 26給油)	3,147	1,573
16 49	平成28・7・26	自動車リース料7月請求分	65,880	30,000
17 50	平成28・8・29	自動車燃料代 (28. 7. 29給油)	4,379	2,189
18 53	平成28・9・27	自動車燃料代 (28. 8. 13給油)	3,729	1,864
19 54	平成28・9・27	自動車燃料代 (28. 8. 19給油)	3,431	1,715
20 55	平成28・8・26	自動車リース料8月請求分	65,880	30,000
21 57	平成28・9・27	自動車燃料代 (28. 8. 30給油)	3,520	1,760
22 62	平成28・10・27	自動車燃料代 (28. 9. 15給油)	3,211	1,605
23 63	平成28・10・27	自動車燃料代 (28. 9. 23給油)	3,626	1,813
24 64	平成28・9・26	自動車リース料9月請求分	65,880	30,000
25 74	平成28・11・28	自動車燃料代 (28. 10. 10給油)	3,851	1,925
26 84	平成28・11・28	自動車燃料代 (28. 10. 26給油)	3,521	1,760
27 85	平成28・10・26	自動車リース料10月請求分	65,880	30,000
28 94	平成28・12・27	自動車燃料代 (28. 11. 10給油)	3,341	1,670
29 95	平成28・12・27	自動車燃料代 (28. 11. 17給油)	1,850	925
30 96	平成28・12・27	自動車燃料代 (28. 11. 20給油)	3,609	1,804
31 98	平成28・11・28	自動車リース料11月請求分	65,880	30,000
32 103	平成29・1・27	自動車燃料代 (28. 12. 8給油)	3,734	1,867
33 104	平成29・1・27	自動車燃料代 (28. 12. 19給油)	3,218	1,609
34 109	平成28・12・26	自動車リース料12月請求分	65,880	30,000
35 110	平成29・2・27	自動車燃料代 (29. 1. 2給油)	4,153	2,076
36 113	平成29・2・27	自動車燃料代 (29. 1. 5給油)	3,193	1,596
37 115	平成29・2・27	自動車燃料代 (29. 1. 18給油)	3,691	1,845
38 116	平成29・2・27	自動車燃料代 (29. 1. 24給油)	2,920	1,460
39 117	平成29・1・26	自動車リース料1月請求分	65,880	30,000
40 118	平成29・2・27	自動車燃料代 (29. 1. 30給油)	2,926	1,463
41 121	平成29・3・27	自動車燃料代 (29. 2. 14給油)	4,567	2,283
42 123	平成29・2・27	自動車リース料2月請求分	65,880	30,000
43 124	平成29・3・27	自動車燃料代 (29. 2. 28給油)	3,700	1,850
44 127	平成29・4・27	自動車燃料代 (29. 3. 17給油)	4,082	2,041
45 128	平成29・4・27	自動車燃料代 (29. 3. 25給油)	4,280	2,140
46 129	平成29・3・27	自動車リース料3月請求分	65,880	30,000
				449,999

小阪栄進議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 2	平成28・4・4	自動車リース料 4月分	64,800	30,000
2 12	平成28・4・17	自動車ガソリン代	3,275	1,637
3 24	平成28・5・2	自動車リース料 5月分	64,800	30,000
4 26	平成28・5・3	自動車ガソリン代	2,802	1,401
5 29	平成28・5・15	自動車ガソリン代	4,020	2,010
6 31	平成28・5・19	自動車ガソリン代	3,521	1,760
7 34	平成28・5・25	携帯電話料 5月分	8,586	4,293
8 41	平成28・6・1	自動車ガソリン代	3,000	1,500
9 42	平成28・6・2	自動車リース料 6月分	64,800	30,000
10 46	平成28・6・17	自動車ガソリン代	1,000	500
11 49	平成28・6・27	携帯電話料 6月分	8,567	4,283
12 55	平成28・7・2	自動車ガソリン代	3,000	1,500
13 59	平成28・7・8	自動車ガソリン代	1,000	500
14 62	平成28・7・10	自動車ガソリン代	4,099	2,049
15 65	平成28・7・15	自動車ガソリン代	2,953	1,476
16 71	平成28・7・24	自動車燃料費	2,727	1,363
17 72	平成28・7・25	携帯電話料 7月分	8,547	4,273
18 82	平成28・8・2	自動車リース料 8月分	64,800	30,000
19 86	平成28・8・13	自動車燃料費	6,017	3,008
20 95	平成28・8・25	携帯電話料 8月分	8,548	4,274
21 105	平成28・9・2	自動車リース料 9月分	64,800	30,000
22 114	平成28・9・26	携帯電話料 9月分	8,548	4,274
23 115	平成28・9・27	自動車燃料費	6,375	3,187
24 125	平成28・10・4	自動車リース料 7月分	64,800	30,000
25 127	平成28・10・3	自動車リース料10月分	64,800	30,000
26 128	平成28・10・7	自動車軽油代	1,957	978
27 136	平成28・10・25	携帯電話料 10月分	8,548	4,274
28 143	平成28・11・2	自動車リース料11月分	64,800	30,000
29 145	平成28・11・7	自動車軽油代	6,414	3,207
30 154	平成28・11・25	携帯電話料 11月分	8,604	4,302
31 164	平成28・12・2	自動車リース料12月分	64,800	30,000
32 175	平成28・12・26	携帯電話料 12月分	8,548	4,274
33 182	平成28・12・30	自動車軽油代	6,762	3,381
34 184	平成29・1・4	自動車リース料 1月分	64,800	30,000
35 193	平成29・1・25	携帯電話料 1月分	8,548	4,274
36 202	平成29・2・2	自動車リース料 2月分	64,800	30,000
37 209	平成29・2・18	自動車軽油代	7,344	3,672
38 218	平成29・2・27	携帯電話料 2月分	7,580	3,790
39 222	平成29・3・2	自動車リース料 3月分	64,800	30,000
40 241	平成29・3・24	自動車軽油代	6,386	3,193
41 252	平成29・3・27	携帯電話料 3月分	7,580	3,790
				442,423

別紙12

宮崎雅人議員の共通経費

領収書番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	(円) 支出額	(円) 充当額
1 9	平成28・4・27	カローラリース 4月分	61,992	30,000
2 11	平成28・5・12	4月 ガソリン	5,834	2,917
3 21	平成28・5・26	携帯電話 4月分	7,676	3,838
4 26	平成28・5・27	カローラリース 5月分	61,992	30,000
5 29	平成28・6・6	5月分 ガソリン代金	2,472	1,236
6 32	平成28・6・27	カローラリース 6月分	61,992	30,000
7 34	平成28・6・27	5月分 携帯電話代金	21,539	10,769
8 39	平成28・7・6	6月分 ガソリン代金	5,170	2,585
9 46	平成28・7・27	カローラリース 7月分	61,992	30,000
10 60	平成28・8・26	携帯電話 7月分	7,752	3,876
11 61	平成28・8・29	カローラリース 8月分	61,992	30,000
12 69	平成28・9・6	8月 ガソリン代金	10,470	5,235
13 75	平成28・9・27	カローラリース 9月分	61,992	30,000
14 83	平成28・10・6	9月 ガソリン代金	7,342	3,671
15 87	平成28・10・27	カローラリース 10月分	61,992	30,000
16 94	平成28・11・7	10月分 ガソリン代金	8,938	4,469
17 102	平成28・11・28	カローラリース 11月分	61,992	30,000
18 109	平成28・12・6	11月分 ガソリン代金	13,695	6,847
19 113	平成28・12・26	11月分 携帯電話	8,779	4,389
20 115	平成28・12・27	カローラリース 12月分	61,992	30,000
21 126	平成29・1・26	12月分 携帯電話	8,758	4,379
22 130	平成29・1・27	カローラリース 1月分	61,992	30,000
23 135	平成29・2・6	1月分 ガソリン代金	10,540	5,270
24 145	平成29・2・27	1月 携帯電話	8,724	4,362
25 146	平成29・2・27	カローラリース 2月分	61,992	30,000
26 155	平成29・3・27	2月 携帯電話代金	8,655	4,327
27 156	平成29・3・27	カローラリース 3月分	61,992	30,000
28 162	平成29・4・6	3月分 ガソリン代金	13,044	6,522
29 164		2月分 携帯電話代金	8,961	4,480
				439,172

別紙13

松井純一議員の共通経費

領収書 番号	支払年月日 年・月・日	活動(使途)内容	支出額 (円)	充当額 (円)
1 2	平成28・4・26	自動車リース料	57,000	28,500
2 10	平成28・5・26	自動車リース料	57,000	28,500
3 16	平成28・6・10	携帯電話料金 4月分	10,172	5,086
4 17	平成28・6・27	自動車リース料	57,000	28,500
5 24	平成28・7・11	携帯電話料金 5月分	9,763	4,881
6 26	平成28・7・26	自動車リース料	57,000	28,500
7 32	平成28・8・10	携帯電話料金 6月分	9,747	4,873
8 33	平成28・8・26	自動車リース料	57,000	28,500
9 40	平成28・9・12	携帯電話料金 7月分	9,771	4,885
10 41	平成28・9・26	自動車リース料	57,000	28,500
11 47	平成28・9・13	ガソリン代	2,691	1,345
12 48	平成28・9・18	ガソリン代	3,114	1,557
13 49	平成28・10・10	ガソリン代	2,884	1,442
14 52	平成28・10・11	携帯電話料金	9,741	4,870
15 53	平成28・10・11	ガス代金	3,132	1,033
16 54	平成28・10・15	ガソリン代	2,943	1,471
17 58	平成28・10・26	自動車リース料	57,000	28,500
18 60	平成28・10・31	ガソリン代	3,650	1,825
19 69	平成28・11・10	携帯電話料金	9,745	4,872
20 76	平成28・11・23	ガソリン代	3,414	1,707
21 77	平成28・11・28	自動車リース料	57,000	28,500
22 83	平成28・12・10	ガソリン代	3,163	1,581
23 84	平成28・12・12	携帯電話料金	10,093	5,046
24 85	平成28・12・25	ガソリン代	3,557	1,778
25 86	平成28・12・26	自動車リース料	57,000	28,500
26 91	平成29・1・10	携帯電話料金	10,156	5,078
27 94	平成29・1・13	ガソリン代	3,938	1,969
28 98	平成29・1・26	自動車リース料	57,000	28,500
29 99	平成29・1・27	ガソリン代	3,666	1,833
30 108	平成29・2・10	携帯電話料金	9,751	4,875
31 109	平成29・2・14	ガソリン代	3,503	1,751
32 110	平成29・2・27	自動車リース料	57,000	28,500
33 115	平成29・3・2	ガソリン代	3,724	1,862
34 117	平成29・3・10	携帯電話料金	9,802	4,901
35 118	平成29・3・25	ガソリン代	4,232	2,116
36 119	平成29・3・27	自動車リース料	57,000	28,500
37 128	平成29・4・10	携帯電話料金(2月分)	9,770	4,885
38 130	平成29・5・10	携帯電話料金(3月分)	9,766	4,883
				424,405

これは正本である。

令和元年10月31日

金沢地方裁判所

裁判所書記官 田邊

